# 〇 千葉県情報公開推進会議の活動実績について

#### 1 平成27年度の活動実績

#### (1)会議(全体会)開催の状況

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議すると ともに、開示請求者等から申出のあった苦情の処理結果の報告などを行ってい る。

#### ア 平成27年度第1回会議(平成27年9月16日)

- (ア)会長の選出、職務代理者の指定、部会の委員及び部会長の指名が行われた。
- (イ) 千葉県情報公開推進会議の設置、第5期(平成25年7月7日~平成27年7月6日)の活動実績及びこれまでの主な検討内容について説明があり、質疑があった。
- (ウ) 開示請求等の運用状況及び情報提供の状況について説明があり、質疑があった。
- (エ) 「工事等の金額入り設計書の交付手続の見直し」について質疑を行った。交付要領を制定し、開示請求によらず、簡易な手続で交付する制度を新設することとした。
- (オ) 苦情処理調査部会が処理した1件の苦情の処理結果について及び新たに申出があった11件の苦情について、それぞれ報告・説明があり、 質疑があった。

# イ 平成27年度第2回会議(平成27年12月2日)

行政不服審査法の抜本的な改正に伴う千葉県情報公開条例の改正に向けた検討状況について説明があり、質疑及び意見があった。

また、条例改正について推進会議から提言を行うこととされ、議論があり、骨格が了承された。その後、会長一任のもと提言がまとめられ、平成28年2月に「行政不服審査法改正に伴う千葉県情報公開条例の改正に関する提言」をホームページで公表した。

#### (2) 苦情処理調査部会の開催状況

#### 平成27年度の苦情処理状況

平成27年度は、20件(申出実人数2名)の苦情申出があり、実施機関に是正を求めた事案は1件であった。

- ・第1回部会(平成27年8月18日) 1件審議
- ·第2回部会(平成27年12月2日)16件審議
- 第3回部会(平成28年3月15日) 3件審議

#### 2 平成27年度の苦情処理について

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる事項について、是正等に関する意見を通知した。

是正を求めた内容は、異議申立てから諮問まで2年7月余を費やした案件で

あり、通常想定される期間を著しく超過しており、不適切な事務処理であるとして、実施機関に是正を求める通知がなされた。また、千葉県情報公開審査会に対しても、審理の迅速化に向けて必要な検討を早急に行うべきであるとの意見が付された。

【参考】苦情処理状況(件)

年度  処理結果	H 17	H 18	H 19	H 20	Н 21	Н 22	H 23	H 24	Н 25	Н 26	H 27	計
実施機関に 是正を求め た事案	4	1	1	6	5	7	6	5	0	2	1	38
実施機関の対応に不適切な点がなかった事案	7	9	12	19	4	9	16	10	15	4	16	121
行政不服審 査法なども 制度による 処理される べき事案	9	2	2	0	0	0	3	3	2	0	3	24
取下げの事 案	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
処理中の事 案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度別苦情 件数	20	12	16	25	9	16	25	19	17	6	20	185
(申出実人 数)名	(6)	(2)	(2)	(2)	(6)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(2)	(10)

\*H28年度の苦情申出件数は、2件(H28.6.30 現在)

# 開示請求等運用状況について

# 1 本県の情報公開制度の沿革について

年 月	事 項	説明
S 6 3. 1 0	千葉県公文書公開条例	対象を公文書(決裁・供覧文書)として公開制度を
	の施行	立上げ
H10. 4	特例条例の施行	千葉県公文書公開条例の非公開条項に対して、実施
		機関の職員の職・氏名や食糧費の支出に伴う懇談会
		等の出席者の所属・職・氏名並びに食糧費及びタクシ
		一借上料の債権者の名称等を特例として公開する。
H13. 4	千葉県情報公開条例の施行	<ul><li>・ 基本理念として「知る権利」「説明する責務」を明記</li><li>・ 対象文書を組織共用文書(電磁的記録を含む。)に拡大</li></ul>
		<ul><li>・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えた (施行はH14.4)</li><li>・ 「適正請求」の責務に加え、併せて「請求権の 濫用禁止」の規定を置いた。</li></ul>
		・ 請求権者を拡大し、実質的に誰でも開示請求できることとした。
		・ 出資法人の情報公開を規定(H14.4各出資 法人において制度立上げ。)
	行政資料有償頒布実施	県が作成した行政資料を希望者に有償で頒布する制
	要綱の施行	度の立上げ
	県政情報の公表に関す	県の主要会議や主要事業の状況を初めとした県政情
	る要綱の施行	報を県民に公表する制度の立上げ
Н13. 6	知事等の交際費の支出	知事、副知事、出納長の交際費の支出に係る情報の
	に係る情報の公表に関	公表の実施
	する要綱の制定	
H14. 4	千葉県議会情報公開条 例の施行	千葉県議会に係る情報公開制度を立上げ
H17. 4	千葉県情報公開条例の 改正 特例条例の廃止	<ul><li>・情報公開推進会議の設置</li><li>・開示請求対象文書の拡大</li><li>・審議会等の会議の公開</li><li>・特例条例の廃止及びこれに伴う情報公開条例の関係規定の改正</li><li>・審査会委員の守秘義務違反に係る罰則の改正</li></ul>
H19.10	千葉県情報公開条例の 改正	<ul><li>・郵政民営化に伴う規定の整備(一般信書便に対応 : 郵送→送付)</li></ul>
H 2 7. 4	千葉県情報公開条例の 改正	<ul><li>・独立行政法人制度の見直し</li><li>(独立行政法人→行政執行法人)</li></ul>

# 資料 2

年 月	事 項	説明
H 2 8. 4	千葉県情報公開条例の	・行政不服審査法の改正に伴う規定の整備
	改正	・審理員制度の適用を除外
	工事等の金額入り設計	工事等の金額入り設計書について、行政文書開示請
	書等の写しの交付に関	求に拠らず、より簡便な方法で提供する制度の立上
	する要領の制定	げ

# 2 請求等の状況

# (1)開示請求件数の推移

年 度		1 5	1 6	1 7	18	19	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
請求件数(件	.)	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918	16,122	16,823
請求者数(人	.)	288	298	360	360	306	335	402	418	435	488	564	577	661

<sup>※</sup>請求件数は当該年度に開示・不開示等の決定を行った件数を記載している。

# (2) 実施機関別請求件数

年 月	Ę	1 5	1 6	1 7	18	19	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
全体	件数	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918	16,122	16,823
主. 冲	割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
知事部局	件数	4,392	4,159	11,732	6,564	9,504	19,724	27,606	28,583	11,702	4,866	8,927	6,768	7,691
加事即问	割合	28.7%	44.5%	56.7%	29.3%	56.7%	82.3%	75.6%	52.0%	54.2%	51.5%	69.1%	42.0%	45.7%
教育	件数	8,037	4,158	7,654	13,720	4,290	2,359	7,361	25,614	8,235	2,900	3,047	6,885	6,578
委員会	割合	52.5%	44.4%	37.0%	61.1%	25.6%	9.8%	20.2%	46.6%	38.1%	30.7%	23.6%	42.7%	39.1%
選挙管理	件数	166	287	447	359	2,374	1,295	348	387	331	32	21	129	35
委員会	割合	1.1%	3.1%	2.1%	1.6%	14.2%	5.4%	1.0%	0.7%	1.5%	0.3%	0.2%	0.8%	0.2%
監査委員	件数	2,198	32	98	1,061	134	149	62	9	463	88	0	0	0
血且安貝	割合	14.4%	0.3%	0.5%	4.7%	0.8%	0.6%	0.2%	0.0%	2.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
人事	件数	51	15	30	264	2	54	150	5	4	0	1	1	1
委員会	割合	0.3%	0.2%	0.1%	1.2%	0.0%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
企業庁	件数	69	45	83	79	180	28	669	53	91	222	244	267	216
正耒月	割合	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	1.1%	0.1%	1.8%	0.1%	0.4%	2.3%	1.9%	1.6%	1.6%
その他	件数	386	658	658	387	278	370	314	348	773	1,348	678	2,072	2,302
- ( )   [ ]	割合	2.5%	7.0%	3.2%	1.7%	1.6%	1.6%	0.9%	0.6%	3.6%	14.3%	5.2%	12.9%	13.7%

# (3)請求件数及び開示等の実施状況

_	,				3 2 3 13 17											
	年	度		1 5	16	17	18	19	20	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
	請求信	牛数		15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918	16,122	16,823
開		件	‡数	8,739	4,588	11,312	8,878	7,905	5,673	5,819	12,397	10,519	3,534	7,204	7,557	8,569
示	開示	害	刊合	57.1%	49.0%	54.6%	39.6%	47.1%	23.7%	15.9%	22.5%	48.7%	37.4%	55.8%	46.9%	50.9%
決	部分		‡数	5,251	3,094	8,306	12,456	7,395	17,208	30,114	40,671	8,508	5,232	4,856	7,217	7,093
定	開示	害	引合	34.3%	33.1%	40.1%	55.5%	44.1%	71.8%	82.5%	73.9%	39.4%	55.3%	37.6%	44.8%	42.2%
	不開力	=   但	‡数	1,151	661	1,031	1,042	1,333	857	511	1,673	2,468	622	756	1,200	1,063
		害	引合	7.6%	7.1%	5.0%	4.6%	8.0%	3.5%	1.4%	3.0%	11.4%	6.6%	5.9%	7.4%	6.3%
実	±n ¬c	<b>件</b>	‡数	75	27	1	2	66	184	15	3	16	3	4	4	7
施	Zh L		刊合	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
状	取下に	ず性	‡数	83	984	52	56	63	57	51	255	88	65	98	144	91
況		害	刊合	0.5%	10.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.5%	0.4%	0.7%	0.8%	0.9%	0.5%

<sup>※</sup>不存在は不開示決定に含まれる。

# (4)請求件数の各県比較

年 度	1 5	1 6	1 7	18	19	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
千葉県	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918	16,122
茨城県	6,974	6,718	4,156	15,062	8,955	5,092	5,391	3,872	5,319	7,713	4,384	4,156
栃木県	4,673	4,108	7,174	4,125	4,741	9,447	6,706	8,916	10,489	10,924	11,066	10,303
群馬県	2,166	4,223	2,409	12,127	9,716	12,133	5,724	9,161	8,951	4,397	8,771	5,003
埼玉県	7,315	10,272	11,696	11,071	16,004	14,387	13,982	9,642	11,638	19,494	7,259	6,665
東京都	3,297	3,533	3,467	4,621	4,949	5,833	7,311	10,638	11,635	11,314	11,122	10,527
神奈川県	5,349	6,953	22,746	15,649	21,113	14,368	15,256	7,695	6,911	5,744	8,563	6,674

<sup>※</sup>東京都は処分件数を1件として計上している。

# 3 不服申立ての状況

# (1) 不服申立て事案の推移(件)

年 度	1 5	1 6	1 7	18	19	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
知事部局	9	17	30	10	24	62	61	20	15	11	16	14	22
教育委員会	10	6	8	3	23	26	5	4	6	3	28	6	130
その他	4	5	11	9	8	5	2	2	3	8	4	6	19
合 計	23	28	49	22	55	93	68	26	24	22	47	26	171

# (2) 不服申立ての処理状況

				処理済			処理中		
時 点	不服申立件数	認容	一部 認容	棄却	却下	取下げ	審議中	検討中	
H27年度末		28	65	206	33	127	97	165	
日27年及木	721			459			26	52	

<sup>※</sup>件数はH13年度からの累計数

# (3)平成27年度の処理状況

		裁決	・決定		# \ N	A 31
27年度中の 処理件数	認容	一部 認容	棄却	却下	取下げ	合 計
处连什奴	2	7	8	3		
		2	0		3	23

# 本県の情報提供の状況について

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していくためには、開示請求によるまでもなく、県政に関する情報を県民がいつでも見られるようにしておくことが大切である。

そして、大量請求等の問題を経験した本県においては、情報提供を推進することは開示請求制度の円滑な運用のためにも有効な施策であると考えられることから、情報提供施策の一層の推進に取り組む必要がある。

#### 1 県政情報の公表について

県の基本計画、主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的 に公表するため、「県政情報の公表に関する要綱」を制定し、千葉県文書館において公開して いる。

平成27年度の公表資料件数は、1,798件となっている。

主なものとしては、

「産業廃棄物処理業者に対する行政処分について」「食中毒の発生について」「千葉県毎月 常住人口調査月報」「千葉県鉱工業指数月報」などである。

県政への透明性を高めるため、重要施策の情報発信やパブリックコメントを通じた積極的な 公開のほかにも、徹底した情報公開を進め、県民への説明責任を果たしていくこととしている。

#### ※千葉県ホームページ

千葉県では、重要な媒体であるインターネットによる情報提供として、千葉県ホームページを 平成8年5月に開設している。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
アクセス数	101, 923, 274	108, 461, 468	137, 831, 605	167, 540, 187	168, 076, 979

#### 2 行政資料有償頒布について

「行政資料有償頒布実施要綱」を制定し、県の作成する行政資料を文書館で一般県民向けに販売している。

平成27年度の頒布状況は、504種類の行政資料を頒布対象とし、238種類を販売した。 主なものとしては、「千葉県職員録(平成27年5月1日)」「公用文作成の手引」「平成27年度版 千葉県環境白書」などである。

# 平成27年度の主な公表情報

実施機関又は部局	公表件数	主な公表資料の名称(文書館行政資料室における公表)
総務部	185	知事等交際費執行状況
		庁議
		定例部長会議
総合企画部	2 3 6	毎月勤労統計調査地方調査結果月報
		千葉県鉱工業指数月報
		千葉県毎月常住人口調査月報
健康福祉部	2 2 9	食中毒の発生について
		知事指定薬物の新規指定について(危険ドラッグ)
		感染症の予防のための情報提供について
環境生活部	166	産業廃棄物処理業者に対する行政処分について
		光化学スモッグの発令状況
		東京湾における水質・底質の放射性物質モニタリング調査結果につい
		て
商工労働部	1 5 1	千葉県中小企業経営革新計画の承認について
		ちばの旅
		観光情報
農林水産部	1 2 8	ちばが旬!販売促進月間について
		青年就農給付金(準備型)の給付希望者の募集について
		「家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する協定」の締結につ
		いて
県土整備部	164	金田西特定土地区画整理事業区域内の保留地の分譲について
		県立柏の葉公園内の空間放射線量について
防災危機管理部	5 8	千葉県内における熱中症による緊急搬送状況について
水道局	18	発注見通しに関する事項の発表
企業庁	1 6	平成26年度企業庁事業決算見込みの概要について
病院局	1 6	千葉県がんセンターの改革について
教育庁	284	教育委員会会議録
		教育庁の公共工事の発注見通し
警察本部	3 9	訓令・通達
		道路交通法に係る処分基準の制定について
人事委員会他	108	議長交際費執行状況
計	1,798	
<u>I</u>	I.	1

(平成28年3月31日現在)

主な有償頒布行政資料 平成27年度(平成28年3月31日末現在販売部数の多いもの)

	行政資料名	作成課	販売部数
1	千葉県職員録(平成27年5月1日)	総務課	9, 711 (25)
2	公用文作成の手引	政策法務課	8 9 5 (2 3)
3	平成27年度版 千葉県環境白書	環境政策課	293
4	平成27年度版 千葉県環境白書 資料編	環境政策課	2 9 3 (0)
5	皇室がふれた千葉×千葉がふれた皇室	文書館	2 7 9 (1)
6	職員の給与等に関する報告及び勧告(平成 27 年版)	人事委員会任用課	1 7 5 (0)
7	千葉県病院名簿(平成27年4月1日)	医療整備課	127
8	千葉県診療所名簿 - 一般診療所 - (平成 26 年 6 月 1 日)	医療整備課	9 6 (0)
9	開発許可制度の解説(都市計画法編)	都市計画課	8 9 (5)
1 0	巨樹・古木ガイドマップ	森林課	6 5 (0)
	その他		1, 307 (39)
	合計(504種類)	238種類	13, 330 (305)
※販	売部数欄の( )書の外数は地域振興事務所等分	販売額 5, (ほか地域振興事務所	143,140円 分77,610円)

#### 平成26年度(平成27年3月31日末現在販売部数の多いもの)

平风	<b>20年度</b> (半成21年3月31日末現仕販冗部剱の多	V 1807)	
	行政資料名	作成課	販売部数
1	千葉県職員録(平成26年5月1日)	総務課	10, 180
	一来你帆兵虾(下灰20千0月1日)	<b>小心4万4</b> 木	(25)
2	公用文作成の手引	政策法務課	9 9 1
	24/11/2011/990-2-3-31	500 NIA 101 N	(130)
3	平成26年度版 千葉県環境白書	環境政策課	2 9 5
			(1)
4	平成26年度版 千葉県環境白書 資料編	環境政策課	293
	1/// = v 1/2/// 1///// E E SX 1/////		(1)
5	職員の給与等に関する報告及び勧告(平成26年版)	人事委員会任用課	2 0 6
			1 2 3
6	千葉県病院名簿(平成26年4月1日)	医療整備課	(1)
			8 1
7	開発許可制度の解説(都市計画法編)	都市計画課	(2)
	r.L./// 21. 「BB   -= ///	Privile de	7 0
8	防災誌「関東大震災」	防災政策課	(5)
	首都圏自然歩道 関東ふれあいの道 千葉県内ル	-L- 60 10 3H-30	6.8
9	ートマップ	自然保護課	(4)
1.0		11-111 -11.htm	6 3
1 0	防災誌「元禄地震」	防災政策課	(5)
	7. 11h		1, 516
	その他		(38)
	合計(542種類)	272種類	13, 886
			(212)
※販	売部数欄の( )書の外数は地域振興事務所等分	販売額 5,	365,080円
		(ほか地域振興事務所分	

苦情処理等の報告について

	<u>資料 4</u>
(H27)苦情1	(H27)苦情2
A	В
平成27年5月27日	平成27年7月31日
知事 (総務課·政策法務課)	教育委員会 (福利課)
東京 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	情報公開センターにおいて福利課職員から情報の開示を受けようとした。福利課職員の隣に男がをつてずっと話を聞いていたので、確認したところ、教育総務課職員であった。「今日の開示は福利課が担当課として対応することになっている。教育総務課から開示を受ける連絡はない。これでは妨害ではないか。福利課職員は一度福利課に戻って、上司ときちんと話をして、この福利課経理・貸当者は、必ず実施機関の開示をしてけ班長、必ず実施機関の開示に立ち会うことによりの開いるが、教育総務課の事務分掌表を確認すればすぐにわかるが、教育総務課の事務分掌表を確認すればすぐにわかるが、教育総務課の事務分掌表を確認すればすぐにわかるが、教育総務課の事務分算表を確認すればすぐにわかるが、教育総務課の事務分算表を確認すればすぐにわかるが、教育総務課の事務の連絡文書が届いた。その後、経理・貸付班長及び福利課職員から本となどないはずだ。一週間程度待つから、経理・貸付班長及び福利課職員から本となどないはずだ。一週間程度待つから、を担してもらいたい」この10日後に標題不明の連絡文書が届いた。その後、経理・貸付班長及び福利課職員から本となどないら、満年表に関連を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を
佐野委員 桑油田禾昌	佐野委員 桑波田委員
	H27.11.10 実施機関による口頭説明
H27.8.28	H27.12.2
H27.10.9	H27.12.25
の案件を整理・検討するため、持ち帰り、その後回答がなかったため、結局、諮問までに2年7箇月の期間が経過したということであるが、異議申立ての趣語等が不明確な場合は、異議申立人に速やかに破場すべきである。本件の場合、諮問までに要したに期間の範囲を著しく超過し、本件異議申立ての処理は不適切であり、是認することはできない。(2)一方、諮問から2年以上経過していることにみでは、一時的に大量の行政文書の開示請求とにといては、一時的に大量の行政文書の開示請求との時間を要しており、諮問の順に対応していると思共さ	利課を補助する必要があったため同席したとのことである。 教育総務課の事務分掌である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が福利課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。(2)実施機関は直近で開示の実施を行うことができなかったため、苦情申出人が都合のいい日時に開示文書を閲覧できるように開示文書をセンターに預け、その旨の文書を苦情申出人に送付したとのことであ
	A 平成27年5月27日 知事 (総務 理) 中

資料 4

ら情報の開示を受けようとした。ところが給付班職員 の隣には、〇月〇日福利課経理・貸付班職員の際、 センターに押しかけて開示を混乱させ、開示を受けら れなくした教育総務課職員が、再び座っていた。 「条例では、担当課が開示することになっている。な 「条例では、担当課が開示することになっている。な	_		
# 中田日		(H27)苦情3	(H27)苦情4
要施 (福利課)  「情報公開センターにおいて福利課給付班職員から情報の耐示を受けようとした。ところが給付班職員から情報の耐示を受けようとした。ところが給付班職員の別には、〇月〇日福間課経生。貸付担職員の別にないであり、海川ボラものしまっていた。「条例では、担当課が開示するとになっている。な 「保利では、担当課が開示するととになっている。な 「保利では、担当課が開示するととになっている。な 「保利では、担当課が開示するととになっている。な 「保利では、担当課が開示するととになっている。な 「保利では、担当課が開示するととになっている。な 「保利では、日本しまのという教育を発展から受けなければならないのですか。こんなことはおすまず、全くなかった。 「原子でけこさとが、監視され、原機、負しを受けていると申し立てている。数有総務課職員はこのかめいまでいるのでは、当事場所の表明に問題が生じて立ち往生するかどうか分からないしま。実際に開かきとやってかなければ、福利課の説明に問題が生じて立ち往生するかどうか分からないこと。教育総務課職員はこのかめいまでいるのでは、主き、対し、教育総務課職員が高利課から観目に関係が行情をと聞いて、教育総務課職員が行っている。 教育総務課職員が行って表しまいます。 「保証を関して立ち往生するかどうか分からないてより、教育総務課職員の下、実施機関が行って表している。 「保証を関しないいと言き法で選の主ないまりました。 「保証を関しないと言さない」は、「保証をと同では、「保証を、「保証を、「保証を、「保証を、「保証を、「保証を、「保証を、「保証を		<del>-</del>	
機関 情報公開センターにおいて福利課給付班職員の (千葉県立佐戸南高校) 実施機関が行った行政文書開示決定通知書に、	申出日	平成27年7月31日	平成27年7月31日
ら情報の開示を受けようとした。ところが給付規度自 の際には、0月の日福知課経理「対理機関の「新したい。」開示するものに異議申立でをする。 をかできるという。別示するものに異議申立でを を受けては、担当課が開示するとになっている。な ぜ福利課の情報を最終課跡ら受けなければなら ないのですか。こんなことは昨年まで、全くなかった。 期示を受けてきると申し立てている。教育診療課跡ら受けなければなら を受けていると申し立てている。教育診療課職員はこのために来でいる。な 対力がいるに来ているのでしまう。実際に開示をやってみなければ、福利課の説明に問題が生じて立ち往生するかどうか分からないとよう。実際に開示をやってみなければ、福利課の説明に問題が生じて立ち往生するかどうか分からないとよう。実際に開示をやってみなければ、福利課の説明に問題が生じて立ち往生するかどうか分からないとよう。実際に関示をとしてかめた。 治付班職員は「これでは、今日は続けられない形になったが、にまいますま」と受した。 なって、数す自然発課長の下、実施機関 が行う情報の間が体ので深刻な不当であり、最小にする を指導措置するよう実施機関にある。 と選き捨て退席する。事態に深刻であり、責性進会 選ばこの事態を看過せず、再発を防ぐかめに事態を を指導措置するよう実施機関に動情し、速やかに事態を正常化させ、開示を受けることができるようにす べきである。 (1) 教育総務課は、福利課から依頼され、福利課 (1) 教育総務課は、福利課から依頼され、福利課 (1) 本件のような教示は、従来、行政文書部分開 とである。 (1) 教育総務課は、福利課から依頼され、福利課 (1) 本件のような教示は、従来、行政文書部分開 を指導措置するよう実施機関にもたらのことである。 あのこの表の表の方かたが、全部所決決定に対いまでいまのからか、 教育総務課は、福利課から依頼され、福利課 (1) 本件のような教示は、従来、行政文書部分開 ※定面が書及び不開示決定通が無決定を (1) 教育総務課は、福利課の所によりにいまのからか、 教育総務課題員の事務分学表である「行政文書開 いる実施のよいが、第次書の特定源れ等について異態を会から出るが まてるのようは説明が特々の表しましまった。 会議での書施を経て、所示決定通知書についても 会議での書施を経て、所示決定通知書についても のよって、必要があれば、総合調を担う教育総務課 職員が福利課の開からの実施の関いであれば、当 会議の書施を経て、所示決定通知書についても のよって、必要があれば、総合調を生見う教育総務課 職員が福利課の開かておいてもいであり、またと、とのよりを課しましまい。 を選定の書施を経て、所示決定通知書についてもも での課に取れても、よりに関示を持ていました。 を選集の情報と呼じなかったとのである。 著情申出人は対は見ましようとはいまない。 とまでは取れまいても、ことにとよるものである。 著情中出人は対は関はしまいの必要になる。 著情中出人がは、よりに対するのの、理解が得られ 等 では、他に対するので表述が進生する。 第17年末 前の別によいても、上記の書施を経て、平 を定しているが、著に対するが表するので書を等が表する。 第17年末 前の別によいても、これに、 での書を発していても、 がればなれたい。 の事に応じなかったものであり、実施を関いを表がままれば、本件教示を記述のよれた。 なて規則の概要によれば、本件教示を記述されため、本でといてもいても、 がなれば、といので記述されても、本では、まないといであまれていても、 を記述する。 第17年末 前の規定によれる、本では、 など、は、はないにないであまれていても、 はているの書がままれていても、 がればなれていれている。 第17年末 前ののでと言がよりによる教示を表する。 第17年末 前のので表がままれていても、 がないれている。 第17年末 前のので表がままれていている。 第17年末 前のので表がままれていても、 がないなれている。 第17年末 前のので表がままれている。 第17年末 前ののである。 第17年末 前ののである。 第17年末 前のので記述されている。 第17年末 前のので記述されている。 第17年末 前のので記述されている。 第17年末 前のので記述されている。 第17年末 前ののでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない			
大田委員   大田委員   大田委員   日2710.22 実施機関への書面調査   日27.11.10 実施機関による口頭説明   日27.11.10 実施機関による口頭説明   日27.11.2.2   日27.12.2   日2	の	ら情報の開示を受けようとした。ところが給付班職員の隣には、〇月〇日福利課経理・貸付班職員の際には、〇月〇日福利課経理・貸付班職員を受けるといかけて開示を混乱させ、開示を記した教育総務課職員が、再びになっている。ないのでは、担当課が開示することになっている。ないのですか。こんなことは昨年まで、全くな跡、貫示を受けてきた私が、監視され、威圧、威嚇、員はでいると申し立てている。教育総務課をでは、とのために来ているのでしょう。教に開示を受けていると申し立てている。教育総務課をつために来ているのでしょう。教に開示立まのために来ているの説明に問題が生じて発課職のはいるがよりからないでしょうから、福利課であるおいでしまうから、福利課であるがよりに言さは、きるようにでは、教育総務課長の下、実施機とびいる。財示と場は「これない形になって、教育総務課長の下、実施機とでいる。開示と場は「こなって、教育総務課長の下、実施機とでいる。関示と場により、大きなの下、実施機とでいる。関示と同じた場合、事態は深刻でありに関係といと置き捨て退席する。事態は深刻でありに関係を防ぐた場合、事態は深刻でありに関係を関にした場合、事態は深刻でありに関係を防ぐたをある。事態は深刻でありに関係を関にした場合、事態を下さるようにする。まないできるようにする。まないできるようにでは、といるといる。とこれないる。とこれないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	この決定は支離滅裂である。千葉県情報公開条例上、開示決定に異議申立てができる理由を明らか
H2710.22 実施機関への書面調査			
H27.11.10 実施機関による口頭説明   H27.12.2   H27.12.2   H27.12.2   H27.12.2   H27.12.2   H27.12.2   H27.12.2   H27.12.2   H27.12.2   H27.12.25   H27.12.25   (1) 教育総務課は、福利課から依頼され、福利課を補助する必要があったため同席したとのことである。 教育総務課職員の事務分掌表である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶ、開示決定通知書にのみ記載された。		佐野委員	末吉委員
H27.11.10 実施機関による口頭説明	委員	桑波田委員	
古情	委員	桑波田委員 H2710.22 実施機関への書面調査	
田27.12.2   田27.12.	委員調査の	桑波田委員 H2710.22 実施機関への書面調査	
	委員 調査 の 状況	桑波田委員 H2710.22 実施機関への書面調査	
(1) 教育総務課は、福利課から依頼され、福利課を補助する必要があったため同席したとのことである。 教育総務課職員の事務分掌表である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が福利課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。 (2) と紹行班職員が領入に対し説明したものの、理解が得られず、給付班職員は「このままだと(話が進まず)本日の開示が実施できない」との意味で発言したが、苦情申出人は給付班職員の言葉を文字通りに受け止め、苦情申出人が「止めましょう」と開示を打ち切ったとの、治付班職員は「このままだと(話が進まず)本日の開示が実施できない」との意味で発言したが、苦情申出人は給付班職員の言葉を文字通りに受け止め、苦情申出人が「止めましょう」と開示を打ち切ったとのことである。 給付班職員は上記の説明をしたにもかかわらず、活情申出人は開示の実施に応じなかったものであり、実施機関職員が一方的に開示の実施を打ち切ったとまではいえない。したがつてこれらの実施機関、よって、本件の教示は規則改正で様式が改正された。とまではいえない。したがつてこれらの実施機関、はない。	委員 調査 の 状況	桑波田委員 H2710.22 実施機関への書面調査	
を補助する必要があったため同席したとのことである。 教育総務課職員の事務分掌表である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が福利課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。  処理 (2) 給付班職員が教育総務課職員の同席についても、特に不適切な行為であったとはいえない。  (2) 実施機関にこのままだと(話が進まず)本日の開示が実施できない」との意味で発言したが、苦情申出人に対し説明したものの、理解が得られず、給付班職員は「このままだと(話が進まず)本日の開示が実施できない」との意味で発言したが、苦情申出人は給付班職員の言葉を文字通りに受け止め、苦情申出人が「止めましょう」と開示を打ち切ったとのことである。 給付班職員は上記の説明をしたにもかかわらず、苦情申出人は開示の実施に応じなかったものである。 苦情申出人は開示の実施に応じなかったものであり、実施機関職員が一方的に開示の実施を打ち切ったとまではいえない。したがつてこれらの実施機関 したまではいえない。したがつてこれらの実施機関	委調の状 苦審状 情議況	桑波田委員 H2710.22 実施機関への書面調査 H27.11.10 実施機関による口頭説明 H27.12.2	大田委員 — H27.12.2
	委調の状 苦審状 情議況	桑波田委員 H2710.22 実施機関への書面調査 H27.11.10 実施機関による口頭説明 H27.12.2	大田委員 — H27.12.2 H27.12.25

(H27)苦情5	(H27)苦情6
В	В
平成27年8月3日	平成27年8月3日
教育委員会 (教育総務理)	教育委員会 (福利課·教職員課)
私が行った行政文書開示請求に対し、実施機関は、開示日時を〇月〇日午前9時30分とする通知を行った。 私は実施機関から土日を除くと、わずか4日後に開示する日時指定の通知を受けた。決定通知を受けて4日後の開示は、常識的に考えれば無理な事は誰でもわかることである。 そこで、「情報開示の日程等について(連絡)」において、上記日時設定の不当を指摘し、改善されないて、上記日時設定の不当を指摘し、〇月〇日では、本件に類似する前年度の苦情申立てに続いて再び苦情の申立てを行うことを警告した。しかし、実施機関は私の訴えを無視し、〇月〇日を前10時に口頭による意見の陳述を実施する決定を通ったがら、同日午前9時30分より開示をする決定のない状態である。これらの事態を放置すれば、主権者県民においてかり、すでに正常を要失しているとしか言いようのない状態である。これらの事態を放置すれば、主権者県民においてかがである。これらの事態を放置すれば、主権者県民においてが続てるとが予測される。この際、正常な情報公開担当者を厳しく指導措置しなければ混乱はさらに深化する。	私が行った行政文書開示請求に対し、実施機関は、開示日時を〇月〇日午前9時30分とする通知を行った。ここ1週間の間に、このような不当な開示日時の設定が2度ほど行われており、他開示を含め、開示事務が混乱を極めている。 私は教育長から土日を除すると、わずか4日後に開示する日時指定の通知を受けた。決定通知を受けて4日後の開示は、常識的に考えれば無理な事は誰でもわかることである。 そこで、「情報開示の日程等について(連絡)」において、上記日時設定の不当を指摘し、改善されないて、上記日時設定の不当を指摘し、の月〇日、(〇)午前10時に口頭による意見の陳述を実施る通にかし、実施機関は取る意見の陳述を実施る通にかし、実施機関は取る意見の陳述を実する通知を行うた。誰が考えても異常さわまる開示日時設定が状態である。これらの事態を放置すれば、主権者県民においてが続てある。これらの事態を放置すれば、主権者県民においてが続いまである。これらの事態を放置すれば、主権者県民においてが続いまである。これらの事態を放置すれば、主権者県民においてが続くことが予測される。この際、正常な情報公開推進のため、教育総務課長及び同情報公開担当者を厳しく指導措置しなければ混乱はさらに深化する。
末吉委員	末吉委員
	中橋委員 H26.10.26 事実関係の調査
HZ/.II.3   古情中立て(補允)の受付	H27.11.5 苦情申立て(補充)の受付
H27.12.2	H27.12.2
H27.12.25	H27.12.25
H27.12.25 (1) 開示の日時の指定については、実施機関の裁	H27.12.25 開示の日時の指定については、実施機関の裁量で
	教育委員会 (教育総務課)  私が行った行政文書開示請求に対し、実施機関は、開示日時を〇月〇日午前9時30分とする通知を行った。 私は実施機関から土日を除くと、わずか4日後に開示する日時指定の通知を受けた。決定通知を受けて4日後の開示は、常識的に考えれば無理な事は誰でもわかることである。 そこで、「情報開示の日程等について(連絡)」において、上記日時設定の不当を復っては情由立てに続いて上記日時設定の不当をを警告した。しかし、実施機関は私の訴えを無視し、〇月〇日午前10時に口頭による意見の陳述を実施する決定通知を行うた。誰が考えても異常きわまる開示日時設定であり、すでに正常を喪失しているとしか言いようのない状態である。これらの事態を放置すれば、主権者県民においてかかる不当を回避是正するため、調査等が必要となり、開示請求が拡大し、また異議申立てや苦情和公開が続くことが予測される。この際、正常な情報公開推進のため、教育総務課長及び同情報公開担当者を厳しく指導措置しなければ混乱はさらに深化する。  末吉委員中橋委員  H26.10.26 事実関係の調査  H27.11.5 苦情申立て(補充)の受付

_		
	(H27)苦情7	(H27)苦情8
申出人	В	В
申出日	平成27年8月3日	平成27年8月3日
	********	********
実施	教育委員会	教育委員会
機関	(福利課)	(福利課)
苦の内	実施機関が発した「行政文書開示請求書の補正について」と題した行政文書は、千葉県情報公開条例第7条第2項及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示に関する事務取扱要綱第3の2(4)に規定する補正要件を充たしていないので、本件補正を上記各規定に基づき修正した上で補正要請することを求める。 実施機関が行った補正内容は、「福利課が向合議をいし協議の内容が判明する情報を請求する趣旨であるのか、明確にご説明願います。」というものである。実施機関は私に「どのような事務の合議ないし協議の内容が知りたいのか尋ねているようであるかは、私はそもそも「どのような事務」の内容があるか知らないので、これを明らかにするため本件開示請求を行ったのである。 事務内容を知らない者からの開示請求としては、明確である。 補正を行う場合、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない義務があり、補正においては所要の情報の提供に努めることを前提としている。	実施機関が発した「行政文書開示請求書の補正について」と題した行政文書は、千葉県情報公開条例第7条第2項及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3の2(4)に規定する補正要件を充たしていない。ア本件補正には、「請求の対象となりうる行政文書は大量となり、あなたにとっても開示の実施における閲覧等に多大な労力をおかけすることになります」とする記載がある。このような文言は情報公開事務とは全く無縁のものである。イ開示請求者には大量になるか否かは前もって知る由もない。大量であるならば客観的事実を示すべきである。ウ開示すべき情報が大量であることと、開示すべき情報を特定することは無縁である。エ補正を行う場合、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない義務」があり、補正においては「所要の情報の提供に努める」ことを前提としている。各規定に基づき本件補正を修正した上で、再度補正要請を行うこと。
田木	掭★禾昌	按★禾昌
調査	橋本委員 中橋委員	橋本委員 中橋委員
委員	橋本委員 中橋委員	橋本委員 中橋委員 ————————————————————————————————————
委員 調査		
委員 調査 の		
委員 調査 の 状況		
委員 調査 の 状況 苦情	中橋委員	中橋委員
委調の状苦審		
委調の状苦審状	中橋委員 — H27.12.2	中橋委員 — H27.12.2
委調の状苦審	中橋委員 — H27.12.2 H27.12.25	中橋委員 — H27.12.2 H27.12.25
委調の状苦審状	中橋委員 — H27.12.2	中橋委員 — H27.12.2

(1.10=1) #1# 0	(1.00) # # a c
	(H27)苦情10
<u> </u>	В
平成27年8月3日	平成27年8月3日
教育委員会 (福利課)	教育委員会 (教育総務課)
実施機関は福利課給付班職員をして、千葉県特報公開条例第8条に違反し情報公開せず、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」という。)第4の5(1)に違反し、行政文書の説明を放棄した。当方に対し速やかに情報公開する権利を回復し、条例に規定する開示を行うこと。情報公開センターにおいて給付班職員から情報の開示を受けようとしたが給付班職員の際、開示を受けられなくした教育総務課職員が当方にはもかかをして、実施機関が指定した。そして、実施機関が指定した。そして、実施機関が指定した。その後、終課職員とともに開示の場からし「これでもず、教育総務課職員とともに開示の場からし「これでもが、教育総務課職員は条例の主旨に反して、は関示できない」(要旨)などと発言した。主権職員している場所できない」(要旨)などと発言した。対明確に違反である。その後、給付班職員が当方に対して、開示文書はセンターに預けてある旨記載されている標題不可が送られてきた。当方は一貫して担当課による説明を求めているのである。福利課は組織ぐるみで条例違反を繰り返している。	情報公開センターで福利課から開示を受けようとした際、教育総務課職員の妨害によって、開示を受けるを受けるを必ができなかった。至急事実を精査し、当方が受けた開示を受ける権利はく奪に関して保証を行うとともに、教育総務課職員が妨害行為を行わないようにすべきである。千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等。)第4の5(3)において、開示事務を「開示は担当課(所)職員が行い、必要に応している。教育総務課職員が行い、必要に応している。教育総務課職員ではない。センターでは、開示について」と標題に「行政文書・自置し、「開示は担当課(所)の職員が行い…」と周知し、「開示は担当課(所)の職員が行い…」と周知し、「開示は担当課(所)の職員が行い…」と問題に関する書務の財活をでは、教育総務課の事務分掌表では、教育総務課の事務は「1 行政文書開示請求等に関する総務課職員の事務は「1 行政文書開示請求等に関するとしている。教育総務課の事務分算表では、教育総務課の事務の事務は「1 行政文書開示請求等に関するとしてあって、関すること」「4 その他情報公開及び個人情報に関する事務の指導・調整に関すること」であって、開示請求者に対面し、開示をすることではない。
/Lm2.4.B	4.mz. = 0
	佐野委員 上谷委員
	上台安員  H2710.22 実施機関への書面調査
H27.11.10 実施機関による口頭説明	H27.11.10 実施機関による口頭説明
H27.12.2	H27.12.2
H27.12.25	H27.12.25
(1) 教育総務課は、福利課から迅速な開示をするた	(1) 事務取扱要綱第4の5(3)において「開示は担当 課(所)職員が行い」と規定されている。これは、開示 決定後の事実行為としての開示の実施も担当課(所) が行うという便宜的な趣旨の規定に過ぎないの り、この規定は、開示の実施において担当課(所) 助、この規定は、開示の実施において担当課(所) 以外の職員の同席を禁止する規定ではない。また、 の規定は、苦情申出人が担当課(所)職員からの。 (2)教育総務課職員の事務分掌表である「行内に (2)教育総務課職員の事務分掌表である「行内に (2)教育総務課職員の事務分掌表である「行内に 第一次の表示 書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、財 また、 書開示請求等に関られず、開示実施の総合調整ば、 というであると実施機関が判断するのであれば、 また、 そのような説明が特段不合理ということもできない。 したがって、実施機関の対応に不適切な点は認め られない。
	教育委員会 (福利課) 実施機関は福利課給付班職員をして、干葉県有育 表別第8条(「違反し情報公開けず、千葉県教育 表要網に違反し情報公開けず、千葉県教育 表要網(以下「事務取扱要網」という。当方に対し速 所に情報公開する権利を回復し、条例に規定する開 所に情報公開する権利を回復し、条例に規定する開 所に情報公開する権利を回復し、条例に規定する開 所を受けようとしたが給付班職員から信報の際、開 開示が真がかかた。 情報公開する権利を回復の際、開 開示が再がかからず、教育総務課職員とともに開 のする総務課職員とともに開 のする総務課職員とともに開 のする総務課職員とともに開 の方との後、総付班職員は条例の主になる情報公開的には、信報に対 をつていた。そして、実施機関が当方に対して、開 の方との後、総付班職員は条例の主になどの発言にま権職員の があるた。治班職違しともに開 の方になどの発言になどと発言した。治班職違し をつ後、総付班職員は条例の第8条本文に明確に違して、開 の方にない」(変い)第8条本文に明確に違して、開 の方との後、総付班職員が当方に対して、開 の方との後、総付班職員が当方に対しる標題の もるとの後、総付班職員が当方に対しる標題の もるとの後、総付班職員が当方に対しる標題の もる。福利課は組織ぐるみで条例違反を繰り返して は なのとのまるには組織ぐるみで条例違反を繰り返して は なのとのことである。 をの後、総付の主きた。対 の方に対しては、関 の方に対しては、関 の方に対しては、に なのまるには、に なのまるには、に なのまるには、に なのまるには、に なのまるに対してい なるのことである。に なると実施機関によるものであれば、また、ためような説明をするをのであれば、また、とのような説明をするものであれば、また、とのような説がであるとと認するものであれば、また、とのような説がであるとと記が思かしまい。書を関 できるもに関 のである。これらのまた機関のである。これらのよとである。これらのよいに対したとのよりに対しているとである。これらのまた機に、いつ利 は本のような説明を対して、とで、とのようは、会に、関係に、に ないたがである。に、また、民 内を関のである。これらのまた機関のでは、また、実務取扱要綱第4の5(1)はは出先機関の対に立ちという。で、苦情申出人できるものである。これらの実を機に、いつ利 は、芸術、と、大きに関するに、は、大きに、関係に、は、大きに、関係に、は、大きに、関係に、は、大きに、関係に、大きに、対し、は、大きに、対し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

		<u> </u>
	(27)苦情11	(27)苦情12
申出人	В	В
申出日	平成27年8月19日	平成27年9月1日
ct=+/-	** <del>**</del> ** ** * * * * * * * * * * * * *	** <del>*</del>
実施	教育委員会	教育委員会
機関	(教育総務課)	(教育総務課)
苦の内	私は、開示請求を2分割し、前者を定例的に福利 課以外に合議もしくは協議するために保有する情報、 後者を前者以外の情報に分け、前者については、別 統を作成し、その中で情報の類別を行った。しかまま については、依然として情報の提供を怠ったまま ある。 ア請求内容が不明として補正を行う場合、千葉県情報公開条例第7条第2項により、「実施機関はする場合があり、また、開示より、「実施機関はする場合がはならなり、は、開示よるの開示等に関いて、対のではならない」義務があり、また、に関いて、対のではならない」義務があり、また、ととなっている。 イその際、実施機関は「開示請求書の記載内容文書を見ばいる。 イその際、実施機関は「開示請求書の記載内容文書を見ばいる。 の名が等が記載されている行政文書目録等を示す」と の名が等が記載されている。 のとの際、実施機関が伝えた定例的に保有する情報は、行政文書名や行政文書目録等に該当しない。また、定例的情報が伝えた定例的に保有する情報は、行政文書名や行政文書目録等に該当しない。また、定例的情報外の情報は全く提供されていない。 エ開示請求者は、行政がどのような情報を作成し、 保有しているか知る由もない。 オ本件開示請求はほぼ1月経過しており、未だ開示に至らない原因は、教育長の補正行為にある	開示決定における「開示を実施する日時」において、実施機関は、当方が現実的に対応できない開示日時をあえて指定した。当方に、本件開示決定が送達されたのが、平成27年〇月〇日午後5時過ぎであった。開示日時はしまれた日時である。午後5時過ぎということは、たまたま今回は、当方が本件送達を受けられる状況にあっただけで、実質的には土日をはさんで〇月〇日に送付を受けたことと同じである。2日後に開示を受けるよう日時設定することは、開示日時に赴くため仕事等の調整が不可能な知知らとである。このとについて、情時をお知のとである。このとについて、情時をお知の日時をお知の日時をお知の日時をお知の日時をおい。」とメモ書きに係って過去、千葉県情報公別とください。」とメモ書きに係って過去、千葉県情報公別といいる。関示日時の指言を認め「特段の事情が認められなりとしている。すりと、知言を関している。この苦情は、本件苦情対象担当課である政策法務を知りながら、あえてこれを無視し、今回の行為に入るでいる。主権者の開示請求する権利擁護伸張のために、きないのる。主権者の開示請求する権利擁護伸張のために、きないのる。主権者の開示請求る権利擁護伸張のために、きないのと、まないに、当時のよりに、本籍を関いている。まないのようには、本籍を関いている。まないのようには、本籍を表している。まないのようには、本籍を表している。まないのようには、本籍を表している。まないのようには、本籍を表している。まないのようには、まないのは、まないのようには、本籍を表している。まないのようには、まないのは、まないのようには、まないのようには、まないのようには、まないのは、まないのは、まないのようには、まないのは、まないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる
調査委員	橋本委員 中橋委員	末吉委員 大田委員
調査	丁铜女只	八山女只
	<del>-</del>	_
の	_	_
状況	<del>-</del>	_
状況	<del>-</del>	_
状況 苦情	— □	— □
状況 苦情 審議	H27.12.2	H27.12.2
状況 苦情	H27.12.25	H27.12.25

( - ) +   +   -	具科 4
(27)苦情13	(27)苦情14
	В
平成27年9月16日	平成27年9月16日
教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教職員課)
情報公開センターにおいて教職員課職員から同課に係る情報開示を受けようとした際、教育総務課職員が現れて、開示を妨害し、情報の閲覧をすることがあった。今回で同主旨、連続三回目の苦情の申立てである。教育総務課職員は、開示の場と隣室を把握したい発言いだした。通路に座るとか壁際に立つなどに異常で、みじめな話であると即座に断った。教育総務課の主張は、開示に同席するのは開示の説のという理由であった。しかし今回は、教育総務課の主張は、開示に同席するのは開示の説明という理由であった。しかし今回には、当方が最初から指摘してきた通り、開示の場に同席東るの指摘を行った途端、ていないと言い述れを監視活動が表言を把握するなど言っていないと言い述れをの発言を把握するなど言っていないと言い述れをめた。の発言を把握するなど言っていないと言い述れを教育総務課職員は、、今回、最後は、教育総務課職員はしたと主張した。教育総務課職員はしたと主張した。教育総務課職員が行う監視活動に起因するたの発言を光を受済のより返した。教育総務課職員が行う監視活動に起因するによる。当方は教育総務課長が行う監視活動に起因する、当方は教育総務課長が行う監視活動に起因する、出るのため、ほぼ3か月間、開示を受けられない不利益を被っている。	教職員課から開示請求について開示すべき情報が多いという理由で整理を依頼され、これに応じるべく、3度にわたって文書を送付し、整理に協力する旨伝えた。しかし教職員課からは一切応答がなかった。情報公開センターにおいて、教職員課管理室管理主事のにその理由を質したところ、教職員課として明を関いたところ、教職員課として明を見たことがない可能性が強いと明言した。当方が送付した書面は、センター宛が2通、教育総務課を経由し、担当課に配布される。教職員課を対象とする文書を教職課が知らないということならば、配布すべき教育課が、何らかの理由あるいは意図をもってこれを秘匿したということになる。送付した書面は郵送もしくはFAXしたものであり、確実に教育庁に届いている。郵送した書面が関係部課所に届かないという事態は極めて異常であり、事務が正常に取り行われないを開報公開推進会議は他に例がないかを含め、本件苦情に対し真摯に対応すべきである。
佐野委員	橋本委員
上谷委員	大田委員
H2710.22 実施機関への書面調査	H27.11.5 事実関係等の調査
H27.11.10 実施機関による口頭説明	2 2 4 (Free Files of the September 1)
H27.12.2	H27.12.2
H27.12.25	H27.12.25
(1) 教育総務課は、担当課である教職員課から、不慣れな開示の実施を補助するために同席を依頼され、教職員課を補助する必要があったため同席したとである。 教育総務課職員の事務分掌表である「行政文書開のことである。 教育総務課職員の事務分掌表である「行政文書開の総合調整に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも当路であると実施機関が判断するのであり、また、当そのとおりであると是認するものであり、また、当そのとおりがあると是認するものであり、また、当そのとおりがあるとと記するものであり、また、当そのような説明が特段不合理ということもできない。よって、必要があれば、総合調整を担う教育にたいる、よって、必要があれば、総合調整を担う常したとはいえない。本件で、教育総務課が同席したのは、教職員課職員の補助を教育総務課職員が行れるものと認められ、開示の実施の経験が行うという事によるものと認められ、開示の実施の経験が行うという事によるものと認められ、開示の実施のと解されるものと関いるとは、上記の必要性に含まれるものと解された事実によるものを表えて、実施機関から聴取した事項、示された事実等に基づき判断したところ、実施機関がらまないである。	事実とは異なる回答を安易に行っている。この点についても、不確実であれば課に戻って確認する等、他の業務を滞らせない範囲で、県民に対する確実な回答を心掛けるべきであったといえる。 (付言) そもそも本件苦情は、苦情申出人と県との間で円滑な連絡が出来ていなかったことに原因があるところ、苦情申出人も勤務時間内の電話、メール、及び来庁
	B 平成27年9月16日 教育委員会 (教育総務課) 情報公開センターにおいて教職員課職員から同課 に係る情報開示を受けようとした際、教育総務課職 が現れて関示を妨害し、情報の閲覧をすることができなかった。今回で同主旨、連続三回目の苦情の申立でである。 教育総務課職員は、開示の場と隣定立てるが通路に座るか、壁際に立って、当方の発言を把握したとは、異常で、みじめな話であると即座に立つなりの発言を把握したとは、実常で、みじめな話であると即座にあみじめか否かわからないと味いた。通路の先生ではないからみじめか否かわからないと味いた。 独居の先生ではないからみじめがあるかり場に高の鬼に対するが表別という理由であった。しかし今回によきで、みじかないまで、当方を監視することにあって、当方を監視することである。この指摘を行った途端、教育総務課職員は、当方を監視するなど言っていないとを決した。表別であると見に対する違法な監視活動である。際に対する違法な監視活動である。といきないまとものでも独身の情報を発展である。ということになる。去年まではかなった。第1した教育総務課職員が繰り返すのは、開示の場合ととである。当方は教育総務課職員が繰り返すのは、開示を受けられない不利益を被っている。 佐野委員 上谷委員 上谷委員 上谷委員 上谷委員 上谷委員 上谷委員 上谷委員 上谷

	/07\#\#.c	(AZ) # # 4 C
#	(27)苦情15	(27)苦情16
申出人	B	B
申出日	平成27年10月7日	平成27年10月21日
実施 機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課)
苦の内	方に顔を近づけ「千葉商業から頼まれたものがある」と言い続けた。主査Sはかなり興奮しており、手を上げたり体当たり等の暴力を振るう危険があった。そこで開示場所から立ち去ろうとした。 今回の事件は衝立で仕切られたセンター執務場所に待機し、ここから当方のところに突然現れて非行に及んでいる。また政策法務課職員らは課長の非行を途中で止めるでもなくやらせ放題であった。 (教育政策課副主幹I並びにHの証言)なぜ主査Sの不当行為を止めなかったのか尋ねたところ、両人とも「気が動転してしまって、止めることさえ考えられなかった」と口をそろえて証言。「申し訳なかった。お詫びする」と証言。主査Sのあまりにも常軌を逸した不法行	戸南高等学校事務主幹兼事務長Oの主導によって開始された。しかし当方が意見陳述を開始すると、O事務長の隣に座ったS主査が、これを読めとばかりにA4
		1
田本	<b>塔</b> ★禾吕	<b>士</b> 士禾吕
調査委員	橋本委員	末吉委員
委員	桑波田委員	中橋委員
委員 調査		
委員 調査 の	桑波田委員	中橋委員
委員 調査 の 状況	桑波田委員	中橋委員
委員 調査 の 状況 苦情	桑波田委員 H27.11.10 事実関係の調査	中橋委員 H27.11.10 事実関係の調査
委調の状苦審	桑波田委員	中橋委員
委調の状苦審状	桑波田委員 H27.11.10 事実関係の調査 H27.12.2	中橋委員 H27.11.10 事実関係の調査 H27.12.2
委調の状苦審	桑波田委員 H27.11.10 事実関係の調査 H27.12.2 H27.12.25	中橋委員 H27.11.10 事実関係の調査 H27.12.2 H27.12.25
委調の状苦審状	桑波田委員 H27.11.10 事実関係の調査  H27.12.2  H27.12.25  (1) 開示の場の苦情申出人と主査Sの位置は、テーブルで隔絶され、双方から反対側には容易にいけるものではなく、苦情申出人の主張するような主査S	中橋委員 H27.11.10 事実関係の調査  H27.12.2  H27.12.25  (1) 苦情申出人が、口頭意見陳述を妨害されたとするS主査の行動は、口頭意見陳述の事務遂行上、O事務長を補助するため、事務長の注意を自分に向けさせようとの意図で行ったものであり、所持していたA4の紙もそのためのメモであるとのことである。聴取者が複数の場合、意思疎通のため、聴取者間で確認を行うこともあり得るものであり、本件のS主査の行為の態様から、S主査の行為が苦情申出人の指摘するほどの、聴取の妨害とまで評価されるとは認められない。 (2) また、S主査は、苦情申出人から同人の挙動について指摘されてからは、言動を控え、円滑な聴取の

申出人	/ \ + + · -	
申出人	(27)苦情17	(27)苦情18
	В	В
申出日	平成27年10月28日	平成27年12月11日
	1 107 120 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
実施	教育委員会	教育委員会
機関	(教育総務課)	(教育総務課)
苦の内	当方は教育総務課主査S並びに同主事Mから同課に係る情報の開示を受けた。その際、次回〇月〇日(〇)は第一候補として県立千葉商業高校から、第二候補として教育政策課から開示を受けるので対応するよう要請した。また、主査Sらは、同日開示された情報のうち、担当が異なるので説明できないと言った情報のうち、担当が異なるので説明を聞き取り、概ね一週間以内にメモ等を送付することを約束した。その後、教育総務課長は何もせず、同課職員を一切派遣しなかった。この日で5度、開示を受けることができなかったが、教育総務課長の指示によって、市民県民が被害を受けている。〇月〇日までに郵送したとする事実は虚言の疑いが濃厚である。 約束した、説明のメモ等も一切届いていない。よって、発送したという事実は考えられず、虚言の疑いが濃厚である。	本年度、総務課長は、当方が行った開示請求に対し、教育長名で2度の補正請求を行った。しかし、開示請求と同一内容である請求に対し、教育委員長は、部分開示を行う決定を行い通知した。 教育総務課長が教育長名で行った補正請求は、教育長が開示請求の文言等その内容が理解把握できないということを対外的に宣言していることに等しく、教育長の名誉を著しく毀損し、教育庁組織で行う事務事業全体の信用を失墜させている。 直ちに本件補正を取消させ、教育長の威信を低下させた教育総務課長並びに教育機会議は上事であるを指導処分すべきであり、貴推進会議は上事である。 何ら補正を受ける理由が全くないにもかかわら対象を教育長に知らせ、指導処分するよう勧告すべきの多を指導処分するよう勧告すべきの場合がある」である。 何ら補正を受ける理由が全くないにもかかわら対象を教育長に知らたかも反社会組織の者がある」と行為を強制している。まるで"やくざ"の吹っ掛け行為である。 教育経務課長は、教育公務員としてその法を超え、教育長の信用を地に貶め、「公」の名の下に極めて深刻な職務権限の乱用を行っている。なお、教育総務課長の指示指導並びに承認によって不当行為を行った教育総務課主査Sの行為については別表で知らせた。
調査委員	末吉委員 大田委員	橋本委員 上谷委員
調査	H27.10.29 苦情の申出書(補足)の受付	H28.2.3 実施期間に対する書面調査
の	1127.110.20 日刊07中出自(開定/00文刊	1120.2.0 人/尼州[日][七月] 7 0 日 田 明 丘
状況		
苦情		
審議	H27.12.2	H28.3.15
状況		1120.0.10
		1125.5.10
処理		1125.5.10

申出人		
伸出人	(27)苦情19	(27)苦情20
	B	B
申出日	平成27年12月15日	平成28年2月15日
実施 機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課·福利課)
苦の内	当方は異議申立てに係る意見陳述を行おうとしたが、教育総務課S並びに松戸南高校Aから意見の陳述妨害行為を受けた。以下Sの行為を課長またAの行為を校長という。 意見陳述を行うために情報公開センターに赴いた。おおむね〇時〇分頃、センター職員執務場所から課長及び校長が突然現れて、校長がカウンター越し「情報開示を行う」と言った。再三確認した結果、教育総務課Mの指示によると言った。再度、校長の方るよ育総務課Mから確認の上、当方に事情を知らせるよう要請した。 この妨害行為によって、意見陳述はおおむね15分遅れて開始された。校長は書面において、「ご都合が悪い場合はご連絡くださいとしてある」が、当方から連絡がなかったため、開示を強行したと虚言を主うした。実際の開示日は、センターを介し、開示を行うこのことはセンター、教育庁各課並びに校長は十分承知のことはセンター、教育庁各課並びに校長は十分承知のことである。 従ってこれまでは、教育総務課Mが連絡文書文末の常套句として使用する「ご都合が悪い場合にはとである。 従ってこれまでは、教育総務課Mが連絡文書文末の常套句として使用する「ご都合が悪い場合にはとはない。それが今回、この連絡に応答しなかったため、意見の陳述の直前になって開示を強行したというが、その説明は通らない。	総務課は福利課の開示を平成〇年〇月〇日に行うと連絡した。しかしその開示する量は12件の開示決定等に基づくものあって大量であり、1月12日一日のみで閲覧及び写しの交付を求めることは、だれが見ても困難なことは明らかである。また、教育庁教育総務課長は所属職員をして、赤線を付した連絡票を主権者県民に送付している。貴会議に苦情を提起した教育総務課職員による開示妨害に引き続く、常軌を失した事務である。速やかに是正指示並びに指導をされたい。これだけの量の開示が困難なことは、開示の調整を行うと称する教育総務課は最初から知っている。公開条例を悪利用して、開示請求者を揶揄しようとしている。職場の同僚また友人知人の間においてさえ、赤線付きの連絡は行わない。行うとすれば、部下か低に置く者に対する行為である。なるほど教育総務課は主権者県民を見下し、愚弄していることを自ら証している。教育総務課が常人の集団ならば、誰かがこのような非常識行為を差し止めるが、それもない。ちなみに、これら連絡票の記載に従い当方の都合を連絡しても一切応答はない。このことについて情報公開センターに要請を行った。
調査委員	橋本委員	橋本委員
	F 公委員	F 谷委員
調査	上谷委員 H28.2.3 実施機関に対する書面調査	上谷委員 H28.2.22 実施機関に対する書面調査
調査の状況		
の 状況		
の		
の 状況 苦情 審議	H28.2.3 実施機関に対する書面調査	H28.2.22 実施機関に対する書面調査

	(28)苦情1	資料 4 (28)苦情2
申出人	C	C
申出日	平成28年6月23日	平成28年6月26日
実施 機関	知事 (政策法務課)	知事 (精神保健福祉センター)
苦の内	7条、30条の各規定に直接、間接に違反し、またはその趣旨を没却するものである。 また、千葉県政策法務課相談調整班ないし千葉県情	担当課は、〇月19日までに開示決定を行わなければならないにもかかわらず、〇月24日になって決定をし、(〇十1)月1日になってようやく通知書等を発送した。開示しない理由として「開示請求に係る行政文書は廃棄を保有していないため。(請求に係る行政文書は廃棄方みである)」とだけ記載されており、保存期間内であるにも関わらず廃棄したため不存在という趣旨の記載は一切見られなかった。 ①対象文書が保存期間内であるにもかかわらず廃棄した場合は開示請求者に電話し、理由にその与書が保存ある。②再発防止策を講じ結果を公表する。④文書の移管状況は廃棄者、文書の経管等をある。⑤文生には発送するを変更した場合は原棄者、文書廃棄の不存在の場合がである。⑥文書を廃棄の不存在の場合が記載すべきである。⑦行審法による救済の迅速性を確である。②実施機関は、〇月19日までに誤って廃棄したは事するため審査会の開催日数、委員を増加すべきるの開催日数、委員を増加すて廃棄したの手続ととは書するを選手である。④文書を開けて、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
調査委員		
調査の		
状況 苦情		
審議状況	処理中	処理中
処理		
処結等		

別記

第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成 28 年 1 月 24 日

千葉県情報公開推進会議 会長

様

郵便番号 住 所 名 名

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

# 担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

ロ千葉県情報公開条例第27条の2第2項

回千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

私は、これまで、学術団体の会員、市民団体のボランティア、あるいは個人として、千葉県情報公開条例、千葉県個人情報保護条例及び千葉県議会情報公開条例の規定に基づき、開示請求及び 異議申立または審査請求を重ねてまいりました。その中で、ある2 つの課を除いたその他一切の担当課が、不服審査における理由説明書の作成者の署名をしていないことがわかってまいりました。

行政の説明責任の観点から、最低限、理由説明書を作成した職員の氏名と職名とを明記しておくべきではないかと存じます。

意見の内容

なお、御参考までに、署名入りの理由説明書と署名抜きの理由 説明書とをそれぞれI枚目だけ添付いたします。ただし、苗字は書 かれていますが職名までは書かれておりませんことを申し添えま す。以上 以下余白



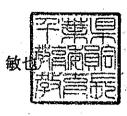




# 教 特 第 7 5 3 号 平成27年12月15日

千葉県情報公開審査会委員長 荘司 久雄 様

千葉県教育委員会 教育長 内藤



# 理由説明書の提出について

平成27年10月14日付け政法第2164号、公開審第77号で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり提出いたします。



担 当

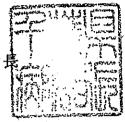
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課 教育支援室 木 内 TEL 043(223)4050 FAX 043(221)1158 Mail tokshifre@mz. pref. chiba. lg. jp



千が第1969号 平成28年1月12日

千葉県情報公開審査会 委員長 荘司 久雄 様

千葉県病院局上



理由説明書の提出について (回答)。

平成27年12月10日付け政法第2809号及び公開審第112号で依頼 のありましたこのことについて、別紙のとおり回答いたします。



#### ○根拠法令

#### 千葉県行政文書規程

(文書の発信者名)

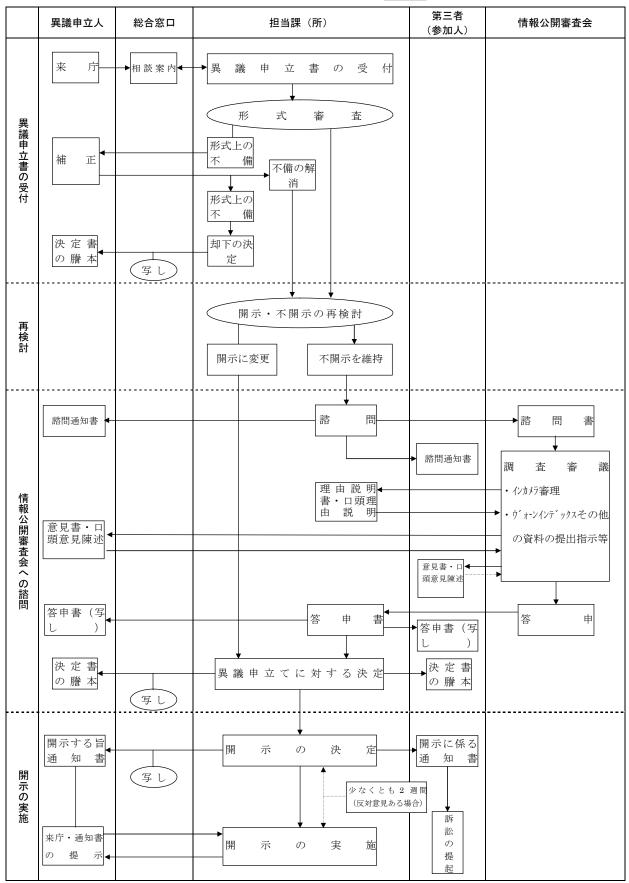
- 第22条 施行する文書の発信者名は、全てその権限を有する者の名を用いなければならない。 ただし、法令等の規定に定めがある場合又は文書の性質若しくは内容により特に必要がある 場合は、県名、副知事名又は部長、局長、健康危機対策監等、課長若しくは所長の名を用い ることができる。
- 2 前項の発信者名は、県名を用いる場合を除き、職氏名を表示するものとする。ただし、そ の内容により氏名を省略することができる。
- · 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)
- 第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書 に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、 審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見の陳述若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすること又は不服申立人等に口頭で意見を述べる機会若しくは意見書若しくは資料を提出する機会を与えることができる。
- 5 審査会は、前2項の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、 第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服 申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該意見書又は資料の写し を送付しなければならない。

(以下略)

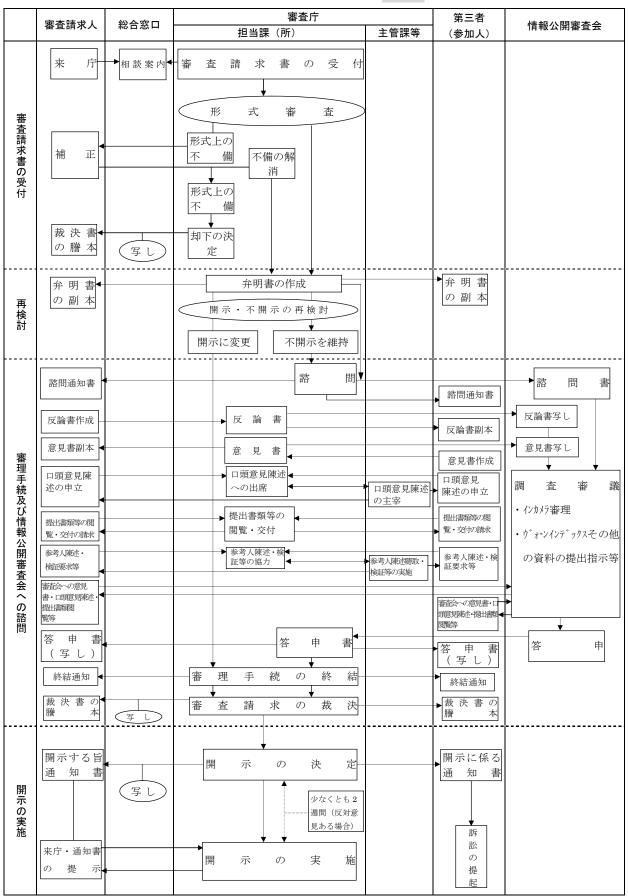
- ・行政不服審査法(平成26年法律第68号)(第9条第3項の読み替え後)
- 第29条 審査庁は、審査請求がされたときは、第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。
- 2 審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては、相当の期間を定めて、処分庁等 に対し、弁明書の提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、 弁明書を作成するものとする。
- 3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しな ければならない。
  - 一 処分についての審査請求に対する弁明書処分の内容及び理由
- 二 不作為についての審査請求に対する弁明書処分をしていない理由並びに予定される処分 の時期、内容及び理由
- 4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。
  - 一 行政手続法(平成5年法律第88号)第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書
  - 二 行政手続法第29条第1項に規定する弁明書
- 5 審査庁は、第2項の規定により、処分庁等から弁明書の提出があったとき、又は弁明書を 作成したときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。
- ・千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領(昭和63年11月7日制定)
- 第6条 部会(審査会において調査審議を行う場合にあっては、審査会。以下同じ。)は、条例 第21条第1項又は議会条例第22条第1項の規定により、実施機関又は議長から諮問を受 けたときは、当該実施機関(以下「諮問実施機関」という。)又は議長に対して、<u>条例第23</u> 条第4項又は議会条例第24条第4項の規定により、行政不服審査法(平成26年法律第6 8号)第29条第2項の規定により作成した弁明書の写しの提出を求めるものとする。ただ し、諮問実施機関又は議長が当該写しを部会へ提出したときは、この限りでない。

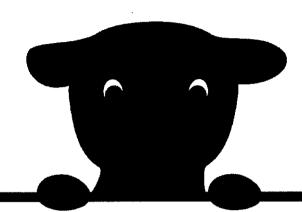
#### ○事務フロー

・平成28年千葉県条例第15号による千葉県情報公開条例改正前によるもの



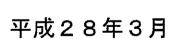
・平成28年千葉県条例第15号による千葉県情報公開条例改正後によるもの





# 公用文作成の手引

[第六次改訂版]



千 葉 県

- イ 往復文書では、敬称として「様」をつける。
- ウ 経由先がある場合は、「(……経由)」という表示を、往復文書では宛先の上に付けても よい。
- エ 宛先を連記する場合は、その文書の内容が主として対象としている宛先の順に記載する。

#### (4) 発信者

- ア 発信者名は、全てその事務の処理について権限を有する者の名を用いなければならない。この場合の権限を有する者とは、知事のほか、事務委任規則その他の法令により事務の委任を受けている者をいう。ただし、法令等の定めがある場合又は文書の性質や内容により、県名・副知事名・部長名・局長名・健康危機対策監等・課長名・出先機関の長名を用いることができる(文書規程第22条第1項)。
- イ 発信者名は、県名を用いる場合を除き、職氏名を表示するものとする。ただし、法令等で様式が定まっているもの等その内容により氏名を省略することができる(文書規程第22条第2項)。

なお、知事名、副知事名及び会計管理者名並びに知事の職務代理者名は原則として氏名を省略しない。

- ウ 発信者名の記載に当たっては、その文書が県の組織相互間において発信する場合は、単に「○○部長」のように「千葉県」の文字を省略し記載してもよいが、その他の場合は、全て「千葉県○○部長」、「千葉県○○部○○課長」のように「千葉県」の文字を記載する。県組織相互間の文書で同じ部の場合は部名も省略して記載する。
- エ 発信者を連記する場合は、その事務を所掌するか、又は最も関係の深い発信者名を先 に書き、これが明らかでない場合は、組織規程に規定されている順に連記する。
- オ 施行する文書には、受信者の便宜に資するため、必要に応じて主務課、係、班等の名 称及び電話番号等を記載しても差し支えない。ただし、条例、規則、告示、公告、訓令、 指令、達その他これが不適当と認められるものは記載しない。

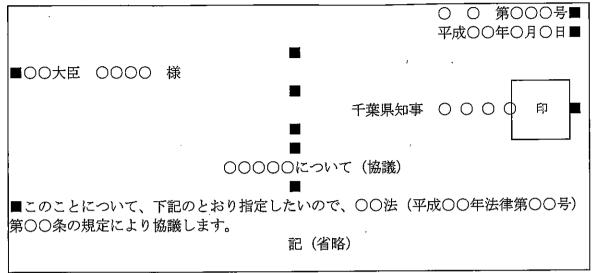
# (5) 件 名 (題名)

件名は、その文書の内容が一見して理解できるように付けなければならない。したがって、その文書の内容を簡潔に表現したものでなければならない。また、件名には末尾にその文書の性質を表すため(通知)・(照会)・(回答)等の文字を括弧書きで記載する。返信文書(回答等)の件名は、できるだけ来信文書(照会等)と同一の件名とする。

#### (6) 本 文

- ア 接続詞等を多く用いて文書が長くなると読みにくく、理解しにくいことが多い。そこで、文書の段落ごとに句読点を付けるとか、行を改めるとか、あるいは下記として項目 別に箇条書きにして記載するとかして読みやすく理解しやすいように工夫する。
- イ 本文には必要に応じて「下記」・「別紙」等が付記又は添付されるが、記載又は添付に 当たっては次の点に注意する。
  - (ア) 「下記」は、本文にその内容を全て記載すると文章が読みにくくなる場合等に理解

#### 3 文 例



第9節 送 付

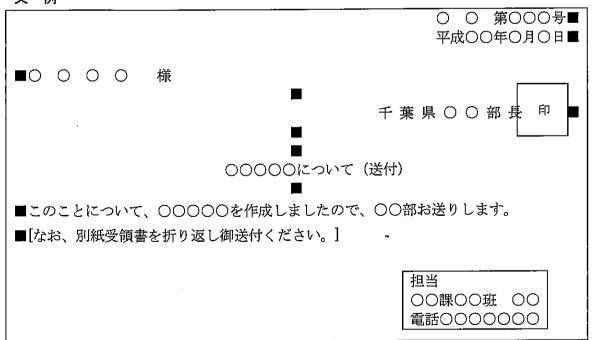
#### 1 意 義

送付とは、通知行為の一種であり、物品や書類を送る場合に用いる文書をいう。

#### 2 作成上の注意事項

- (1) 送付する理由のあるものについては、その理由(根拠法令等)を明記する。
- (2) 送付に当たっては、必要に応じて受領書を徴収する。
- (3) 文体は、「ます体」を用いる。

#### 3 文 例



# 第10節 申 請

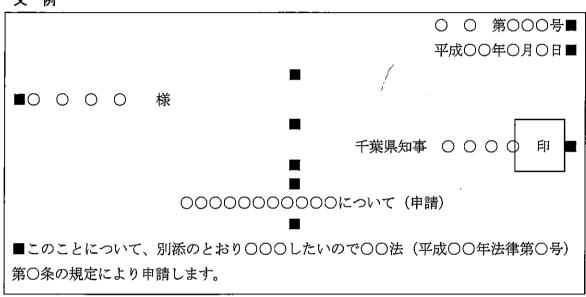
# 1 意 義

申請とは、県民、行政機関等が権限を有する行政機関に対して、許可、認可その他一定の 行為を求めるために発する文書をいう。

#### 2 作成上の注意事項

- (1) 法令等に基づく許認可等及び補助金の交付等の申請は、その様式が定められている場合が多いので、それに従って記載する。
- (2) 法令等に基づく申請は、根拠法令等を明記する。
- (3) 文体は、「ます体」を用いる。

# 3 文 例



#### 第11節 進達

# 1 意義

進達とは、行政機関や県民等から提出された申請、願書などを経由事務として取り次ぐ場合に発する文書をいう。下級行政機関が上級行政機関に対して自ら積極的に一定事項を報告し、通知する場合も進達という。この場合、法律その他で規定されていることが多い。

#### 2 作成上の注意事項

- (1) 進達文書は、自己の意見を付する必要がないので、何を進達するかを件名等に分かりやすく記載し、文書には進達する旨のみを記載すればよい。
- (2) 書類その他の提出について期日の制限のあるときは、到達する日数に注意しなければならない。
- (3) 法令等に基づく進達は、根拠法令等を明記する。
- (4) 文体は、「ます体」を用いる。

#### 大量請求等権利濫用的請求への対応について

#### 1 概要

情報公開審査会は、平成16年8月、情報公開制度の見直しに関し、「今後、大量請求への対処として、拒否処分を行うに当たっての基準を作成すべきである。」 と答申を行った。しかし未だ、基準等の作成はなされていない。

(8) 大量請求を理由とする拒否処分について

現行条例第6条に権利濫用の禁止規定があるものの、適用された事例はない。 今後、大量請求への対処として、拒否処分を行うに当たっての基準を作成すべ きである。

なお、第三者機関を活用することは、処分の公平性・客観性の確保の観点と、 手続の複雑化による支障等を総合的に勘案して、十分な検討を行うべきである。

- ·平成16年8月23日千葉県情報公開審査会答申
- 2 近年の大量請求の状況
- (1) 特定の実施機関に対し、大量請求がなされている。
- (2) 行政の停滞を招く開示請求
- 3 全国の都道府県に調査したところ、権利濫用的開示請求に関して指針等(事務取扱要綱中に定めているものも含む。)を策定しているところは、9都県であった。 ⑤指針等の事例について(別添「参考1、2、3」)
- 4 本県の権利濫用等による拒否事例

<過去の適用例>

- (1) 権利濫用適用 2件
  - ■「○○事務所○○課所管(保管)する平成○年○月○日から平成○年○月○ 日迄の全ての文書」
  - ・対象となる行政文書の範囲が広く、あまりに大量で通常業務の支障となる。
  - ・請求目的を踏まえた開示の対象となる行政文書の絞り込みを何度か口頭で依頼したが、応じてもらえなかった。
- (2) 条例第7条第1項第4号の「行政文書を特定するに足りる事項」の形式不備
- 5 本県での検討の必要性について (議論の観点)
  - ・「知る権利」「説明責任」
  - ・実施機関の恣意的な不開示
  - · 法的整合性(法律構成、手続)
  - ・ 基準要件の設定(具体的な指標)

## 調査票の取りまとめ結果

	1	17 44 47 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18								
	西1 Xi 勝用的譜 取扱い( 網、姆領、 規)(		問2 内規の名称及び制定時期	問3 関連マニュアルの有無及びその 名称と制定時期	62	間4 内規の制定理由	問5 内規の制定	についてき	複数回答	問6 内規に基づく認定事例
都道府県 名	柜	#		柜	#		第三者機 庁内のプロ 、 関への諮 ジェクトチーム 問 による検討	にプリックコ イント	決裁権者の決裁による。	
1 北海道		0								
2 青森県		0								
3 岩手県		0								
4 宮城県		0								
5 秋田県		0								
6		0								
7 福島県		0								
8 茨城県		0								
9 栃木県										
10 群馬県										
11 埼玉県		0								
12 千葉県					-					
13 東京都	0		東京都情報公開条例の施行について(通達)(平成11年12月20日制定)		の 東京都 指針を	東京都情報公開条例の趣旨及び運用の 指針を明らかにするため。			0	情報公開は事例なし。個人情報では、平成26年度に個人情報保護審査会で4件、権利の濫用を判断した答申がある。(個人情報保護条例に基づく制度の趣信目的を逸脱したもので権利の濫用であると解し、請求を却下すべきであると判断。)
14 神奈川県	0		不適正な大量請求に対する取扱い 要綱(平成14年4月1日制定)		の 側 第 7 次 記 記 数 が 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	例外的な大量請求について対処する方 策を検討してきたなか、特定部局に対して、段ボール200箱程度の行政文書開 示請求があり、当該行政文書の辞否の 決定を終了するまで、請求時点から数年 を要する事例があったため。	0			
15 新潟県		0								
当中夏 91	0		富山県公文書開示事務実施要綱 (平成14年4月1日制定 平成21 年11月1日最終改正)	富山県情報公開条例の解釈及 び運用の基準(平成14年4月 1日制定) 「解釈及び運用の基準」の改正 に伴う具体的な取扱い(平成2 1年11月1日通知)	中 は 来 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	平成18年度以降、特定の者からの開示 請求が急増し、条例が当初想定していな かったような課題が現れたことから、制度 本来の趣旨に照らして社会的な相当性を 太くような講求を類型化し、それらに対す る取扱いについて定めることにより、条例 による適正な請求のあり方を確保し、本 県の情報公開制度を健全に機能させる ため。	0	0		
17 石川県		0								
18 福井県										
19 山梨県		C								
20 長野宗21 岐阜県		00								
22 静岡県										

# 調査票の取りまとめ結果

	問1 大量 濫用的請う 取扱いに網、要領、要領、	問1 大量請求・権利 濫用的請求に対する 取扱いに関する要 綱、要領、指針等(内 規)の有無	間2 内規の名称及び制定時期	問3 関連マニュアルの有無及びその 名称と制定時期	問4 内規の制定理由	乳の制定方法について※ 可	回答 間6 内規に基づく認定事例
都道府県 名	申	巣		有	<b>#</b>	第三者機       庁内のプロ パブリックコ 決裁権者         関への諮       ジェクトチーム メント ロ決裁に         間       こよる検討         高       る。	決数権者 の決裁によ る。
23 愛知県	0		権利の濫用に当たる開示請求に対 する取扱い内規(平成17年3月1 日制定)		開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合等は、補正を求めたり決定期間を延長したりする等により対応するが、その方法によって対応できない請求であって、愛知県情報公開条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求がなされることが想定されたため。		開示請求 平成21年度 60件、平成22年度 97 件 平成24年度 1,051件、 平成25年度 34,471件、平成26年 度 4,658件 情報公開審查会答申 平成25年度 1件 「平成25年度 1件
24 三重県	0		三重県情報公開事務取扱要領(平 成21年4月1日制定)		平成21年度以前の条例では、「公文書 の開示を行う場所」、「開示の有効期限」 等が明確に定められておらず、県民対応 に混乱が生じており、また、開示請求を 行っても閲覧をしないことがある県民がい たことから、平成21年度の改正におい て、上記の事項を明記するとともに、権利 濫用の規程も設けた。	0	
25 滋賀県		0					
26 京都府		0					
27 大阪府		0					
28 兵庫県	0		権利濫用請求の取扱指針(平成24年2月7日制定)		権利濫用請求については、法令上、明文 規定がなくとも一般法理上、請求を拒否 できるものと解される。 しかしながら、権利の濫用に当たるか否 かについての判断・運用は、情報公開条 例が「別る権利」を算重し、膜板の「説明 」 責任 互果 たすものであるという理念に鑑 み、厳格に解すべきものであるという理念に 議場において権利濫用として恣意的に 非公開決定が行われないよう、平成24 年2月、情報公開・個人情報審議会の答 申を得て、権利濫用諸別を	0	・文書管理システムに登録されている全 ての公文書:非公開決定(平成23年3 月15日) ・特定県民局管内の浄化槽に関する全 文書(平成24年10月29日)
29 奈良県		0					
30 和歌山県	0		和歌山県公文書開示請求に係る権 利の濫用の取扱基準(平成24年1 1月制定)		公文書開示請求を県民の権利であることを明らかにするとともに、開示請求者に対しても開示請求に関する権利を正当に行使することを求めており、第に例外なく無制約に認められるものではないので、公文書開示制度の目的に即した権利行使であることが要求される旨を明らかにするため。		0
31 鳥取県		0					
32 島根県		0					

## 調査票の取りまとめ結果

利用者の責務に反する行政文書公 解請求に対する取扱要領(平成24 年4月1日制定) 愛媛県情報公開条例の解釈及び運 用基準(平成11年1月1日制定)

#### 権利濫用請求の取扱指針

平成24年2月7日制定

#### 1 趣 旨

情報公開条例の認めた公開請求権の趣旨、目的を大きく逸脱する請求については、 権利の濫用として一般法理上、請求を違法なものとして拒否(非公開)できるもの と解されている。

しかしながら、権利の濫用に当たるか否かについての判断・運用は、情報公開条例が「知る権利」を尊重し、県政の「説明責任」を果たすものであるという理念に 鑑み、厳格に解すべきものである。

このため、実施機関において権利濫用として恣意的に非公開決定が行われないよう、次のとおり権利濫用請求と思慮される請求を取り扱うこととする。

#### 2 権利濫用請求の基準要件

公開請求が、以下(1)及び(2)のいずれかの基準を満たす場合は、権利の濫用として、非公開決定を行う。

基準を満たすか否かの判断に当たっては、公開請求の態様や公開請求に応じた場合の業務への支障等が社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを以下の判断要素を参考に検討すること。

(1)請求対象の公文書が著しく大量で公開決定等までに長期の特例延長が必要で、 公開請求により通常業務の遂行に著しく支障が生じる場合 (趣旨)

情報公開条例第 12 条では、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開決定の期限を 60 日以内に延長したとしても、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、当該公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき、60 日以内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りるとする特例が認められている。

この規定は、公開請求の文書量が著しく大量であっても、60 日以内に公開決定等を行うことができることを前提としつつ、当該期間内に公開請求の処理を行うには、通常の業務に看過し得ないほどの支障が生じる場合に、当該支障を防止するために定められたものである。

このような条例第 12 条の趣旨にかんがみ、公開決定等の期限の特例を適用したとしても、公開決定事務の処理が相当長期に及ぶことで、業務上の支障が看過できない程の大量の請求があった場合は、権利濫用請求として非公開決定を行うものとする。

#### (判断要素)

特定の課室、事務所に対する公開請求で、職員1名が当該請求の対応に専念 しても、対象文書の公開の諾否の決定等を行うまでに、おおむね1年以上の期 間が必要となる程の大量の公開請求を行う。

#### (請求例)

- ・ 「特定の時点における文書管理システム登録文書の全て」、「特定の法律の施行に係る文書の全て」、「特定の課室、事務所、係の保有する文書の全て」など、担当職員1名が1年を越えて公開請求事務に専念しなければならない程の大量請求を行う。
- ・ 同一人(相互に関連があり、全体として同一人とみなし得る場合を含む。)が、「特定日に特定の課室、事務所が作成又は取得した文書」というような公開請求を日の特定を変えて、特定の課室、事務所に対し、集中又は連続して行う場合や、同一人が条例第12条の特例延長期間中に、同一の課室、事務所に対し、重ねて特例延長が必要な大量の文書の公開請求を行うなどにより、結果として、当該課室、事務所の担当職員1名が1年を超えて、公開請求事務に専念しなければならないような大量請求を行う。

## (2) その他、県民の知る権利の尊重及び県政の説明責任の確保という条例の趣旨を 著しく逸脱した請求であることが明らかに認められる場合

(趣旨)

情報公開条例は、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を果たすため情報公開制度の一層の整備を進め、もって地方自治の本旨に即した県政の推進と県民生活の向上に寄与することを目的としている(前文)。

また、公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即して、 適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得 た情報を適正に使用しなければならない(第3条)。

これらの条例の趣旨に反する請求であることが認められる場合は、権利濫用の一般法理により非公開決定を行うものとする。

#### (判断要素)

公開請求対象文書の閲覧等を行う意思がない等、公開請求が、県政の推進と 県民生活の向上に寄与するという条例の趣旨に反するものであること、及び公 開請求により得た情報を職員への誹謗・中傷する内容に加工して使用する等、 不適正に使用するおそれがあることが認められる。 (請求例)

- ・ 過去の公開決定において、正当な理由なく閲覧をしない、公開日時、場所 の指定を遵守しない等の行為を繰り返し行った者から請求があり、その際、 「公開を受けるかどうかは請求者の自由である。」「職員を残業させるために 請求する。」といった発言があるなど、公開請求を行うだけで、公開実施を 受ける意思のないことが認められる。
- ・ 正当な理由がないのに同一公文書を繰り返し公開請求する。
- ・ 公開請求時に、公開請求で得た情報を、特定の組織や個人を誹謗・中傷する内容に加工して、インターネットなどで公表する旨の発言等を行う。

#### 3 権利濫用請求にかかる請求者への説明・情報提供等

権利の濫用として非公開とする際には、請求者に対し、以下のような要請や説明等を行うこと。

これらの要請等を行ったにもかかわらず、請求者が正当な理由なく拒否する場合に、権利の濫用として非公開とすることを検討すること。

- (1)公開請求の対象となる公文書が、大量請求の場合、公開決定等を行い、公文書の閲覧等ができるまでに相当の期間を要し、通常業務の遂行に支障が及ぶことについて、請求者に対し説明し、理解を求めること。
- (2)請求者が必要とする情報の内容を十分に聴取し、公文書目録検索システム、ファイル基準表等、文書特定の参考となる情報を提供し、対象公文書に係る事業の範囲や年度を限定する等、公文書のより詳細な特定や、無作為抽出や分割請求など、より合理的な請求方法をとるよう要請すること。
- (3)過去に公開によって得た情報を不適正に使用したと認められる請求者に対し、 個人情報の提供を行う場合には、個人情報保護条例第9条に基づき適正に使用 するよう要請すること。
- (4)(2)、(3)の要請については、できる限り、文書によることとし、行政指導 の内容を明確にすること。
- (5)請求者の言動から、公開請求による公開実施に関心がなく、県行政に対し、 意見や要望を述べたい場合などは、広聴処理マニュアルなどに基づき、説明責 任を果たすよう努めるとともに、他の不服申立制度、救済制度によることが請

求者の利益に資すると考えられる場合は、それらの制度についての情報提供も 行うこと。

#### 4 権利濫用請求と判断される場合の公開決定等

- (1) 請求書が形式的要件を具備しているときは、請求書の不受理や放置などの対応を行わず、非公開決定を行うこと。
- (2) 請求者への適正請求の要請や権利濫用請求か否かの判断に時間を要する場合は、条例第11条の公開決定等の期限の延長手続きをとること。

ただし、請求者が適正請求の要請に従わない意思を明確にした場合は、適正請求についての要請を理由に公開決定期限の延長を行ってはならない。

- (3)公開請求の内容が分割可能な場合は、請求のうち、権利濫用と言えない部分については公開決定又は部分公開決定を行うこと。
- (4) 非公開決定通知書には、権利濫用の根拠となる条項(前文、第3条、第12条 のうち該当するもの)及び権利濫用請求と判断した根拠となる事実等をできる限 り詳しく記載し、異議申立ての利便を図ること。
- (5) 権利濫用を理由とする非公開決定に対する異議申立てについては、異議申立 書に形式不備がある場合を除き、ただちに情報公開・個人情報保護審議会に諮問 すること。

#### 附則

この指針は、平成24年2月7日から施行する。

#### 権利の濫用に当たる開示請求に対する取扱い内規

平成17年3月1日	
県民生活部長通知	

#### 第1 趣旨

この指針は、愛知県情報公開条例(平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。)が定める行政文書の開示を請求する権利について、この制度が予定する権利行使の範囲を超える権利の濫用に当たる開示請求への対応の考え方を示すものである。

ただし、権利の濫用に当たるか否かについては、個別の事案ごとに具体的に判断すべきものであり、この内規の考え方に該当すれば直ちに権利の濫用として不開示決定するというものではないことに注意し、また、この内規の運用に当たっては、県民の行政文書の開示を請求する正当な権利を妨げることのないよう十分に注意しなければならない。

#### 第2 要件

開示請求が以下の要件を満たすときは、権利の濫用に当たるものとして不開示決定について検討をすることとする。決定に当たっては、請求事案の個別具体的な事情を勘案の上判断することとし、事前に広報広聴課と協議することとする。

(なお、1には該当しない場合であっても、2における害意が明らかに認められる場合については、権利の濫用に当たる場合があるものと考える。)

1 超大量請求であること

請求された対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながらすべての行政文書についての開示決定等をするには概ね1年以上の期間を必要とするような場合

2 害意が認められる請求であること

害意が認められる請求とは、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることを目的としているような開示請求で、当該請求により実施機関の事務処理経費の著しい増大や通常の業務の著しい停滞を招く場合

- 「害意が認められる場合」の具体的な例としては、以下のようなもの が想定される。
  - ① 「文書の内容はどうでもよい」とか「私を怒らせると開示請求す

る」といったような請求者の発言等から請求の目的や動機が文書開示 以外にあると推認される場合

- ② 特定の所属が保有するすべての行政文書の請求をしたり、特定の所属の保有する行政文書を繰り返し請求する場合
- ③ 同種の文書を繰り返し請求する場合
- ④ 請求するだけで閲覧に来なかったり、又は一部しか閲覧しなかったりという行為を繰り返す請求者から再度請求がなされた場合
- 開示請求自体に害意が認められなくても、開示の実施等において不適 正な行為がなされる以下のような場合についても、「害意が認められる 場合」として検討する。
  - ⑤ 写しの交付を請求しながらその費用を支払わないという行為を繰り 返す請求者から再度請求がなされた場合
  - ⑥ 行政文書の開示によって得た情報が犯罪行為に使用されるなど不適 正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合

#### 第3 手続き

第2の要件に該当する開示請求を権利の濫用に当たる開示請求として検 討するに当たっては、事前に、請求者に対して、請求等の態様に応じ、以 下のようなことを行うこと。

- (1) 事務遂行上の支障を説明し、理解を求めること。
- (2) 請求者の目的に適うような形で、対象文書に係る事業の範囲の限定、 年度の限定、無作為抽出などの方法により、適切な請求にしてもらう よう文書で要請すること。なお、この場合に、できる限り請求者の目 的を達成するよう配慮すること。
- (3) 開示の実施における不適正な行為に対しては、適正な対応を文書で要請すること。
- (4) 開示によって得た情報が不適正に使用されるおそれがある場合には、 当該請求者に対して適正な使用を文書で要請すること。

#### 第4 取扱い

当該請求は条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求として、 条例第 11 条第 2 項に基づき、当該開示請求に係る行政文書の全部を開示 しない旨の決定をすること。

なお、不開示決定通知書(様式第4)の記載例は、次のとおりである。

#### 利用者の責務に反する行政文書公開請求に対する取扱要領

#### 第1 趣旨

この要領は、香川県情報公開条例(平成12年条例第54号。以下「条例」という。)第1条に規定する行政文書の公開を請求する権利(以下「公開請求権」という。)の濫用と認められる場合など、条例第4条に規定する利用者の責務に反する行政文書公開請求(以下「請求」という。)についての類型及び取扱いを示すものとする。

#### 第2 基本的な考え方

1 公開請求権の尊重

この要領の運用に当たっては、条例第3条に規定する実施機関の責務に留意して、県民の公開 請求権が十分尊重されるようにしなければならない。

- 2 利用者の責務に反する請求に対する取扱い 請求が、第3の類型のいずれかに該当する場合は、条例第4条に規定する利用者の責務に反するものとして、類型ごとに定める取扱いのとおり取り扱うことができるものとする。
- 3 権利濫用に当たる請求

利用者の責務に反する請求のうち、請求の態様、請求に応じた場合の行政執行への支障及び請求者の受ける不利益などを勘案して、社会通念上妥当と認められる範囲を超える請求であるか否かを個別具体的に判断して、行政執行への著しい支障や他人の権利利益の侵害など条例の本来の目的を著しく逸脱する請求と認められる場合は、権利濫用に当たるものとして請求を却下できるものとする。

ただし、請求を却下する場合には、事前に県民室と協議するものとする。

#### 第3 類型及び取扱い

- 1 行政文書の特定に至らない包括的請求である場合
- (1)請求の例
- ① 特定の部局の保有する全ての行政文書を対象とする請求である場合
- ② 特定の職員が決裁、作成した全ての行政文書を対象とする請求である場合
- (2) 取扱い
- ① 形式的・外形的に明確であっても、包括的な記載では、実質的に請求対象行政文書が特定できないことを理由に、条例第6条第2項に基づき相当の期間を定めて補正を求める。この場合において、補正の参考となる情報として、請求の目的等を損なわない範囲で事業、年度、無作為抽出等の方法で請求対象行政文書を限定すること(以下「抽出請求」という。)ができるような情報を提供する。
- ② 適正な補正がなされない場合は、請求対象行政文書が特定できない形式上の不備がある請求 として、請求を却下することができる。
- ③ 同一の請求者が同様の請求を繰り返す場合は、公開請求権を正当に行使し、包括的な記載を しないよう書面で警告する。
- ④ 警告後もあえてこのような請求を繰り返す場合は、補正を求める実益がないため、補正を求めることなく、形式上の不備があり、かつ、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。
- 2 請求書の記載内容や発言から害意が明白である場合
- (1)請求の例
- ① 実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とすることが明白な請求である場合

- ② 特定の個人を誹謗、中傷又は攻撃することを目的とすることが明白な請求である場合
- ③ 行政文書公開請求書に暴力的で不穏当な記載をしている請求である場合
- (2) 取扱い
- ① 公開請求権を正当に行使し、害意ある記載や発言を行わないよう書面で警告する。
- ② 警告後もあえてこのような請求を繰り返す場合は、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。
- ③ 対象行政文書が膨大で、請求者の要求を受け入れることを取下げの条件にしている請求のように、害意が悪質で、請求を処理することにより県の行政執行が著しく停滞するなどの重大な不利益がある場合や「請求対象行政文書の全部を公開しなければ危害を加える。」という発言のように公の秩序又は善良の風俗に反する言動があった場合は、直ちに請求を却下することができる。この場合においては、却下と同時に公開請求権を正当に行使するよう書面で警告する。
- 3 行政文書の公開を受ける意思がないと認められる場合
- (1)請求の例
- ① 公開決定を受けても行政文書の公開を受けないことが繰り返される場合
- ② 事前に調整の上、指定した行政文書の公開の日時に、事前の連絡や正当な理由もなく遅れて 来ること又は来ないことが繰り返される場合
- ③ 納入通知した手数料を納期限までに納入せず、加えて督促しても納付しないこと又は写しの 交付の実施の中止の申出を行わないことが繰り返される場合
- ④ 行政文書の公開に際して、行政文書を閲覧せず又は全体のごく一部しか閲覧せず、自己の主義・主張を長時間にわたって述べ続けることが繰り返される場合
- (2) 取扱い
- ① 行政文書の公開に応じるよう口頭で要請する。
- ② 請求者が要請に応じない場合は、相当の期間を定めて、期間内に公開の実施に応じるべきこと、行政文書の公開の必要がなくなった場合は当該期間内に公開の実施の中止を申し出ること、及び期間内に行政文書の公開を受けなかった場合は申出がなくとも行政文書の公開の必要がないものとみなし公開の実施を中止することを書面で通知する。
- ③ 同一の請求者が、他の請求においても同様の行為を繰り返す場合は、上記①及び②のとおり 要請及び通知を行なうとともに、公開請求権を正当に行使し、行政文書の公開を受ける意思が ないにもかかわらず、むやみに請求を行わないように書面で警告する。
- ④ 警告後もあえてこのような行為を繰り返しながら、新たに請求を行った場合は、公開の実施 を受ける意思がないのに、請求を繰り返しており、公開請求権を濫用した請求であるとして、 請求を却下することができる。
- 4 正当な理由なく短期間で請求が繰り返される場合
- (1)請求の例

2か月前に、既に公開決定を受けている行政文書と同一の行政文書について、正当な理由な く3回以上請求を繰り返す場合

- (2) 取扱い
- ① 既に公開決定を受けている行政文書と同一の行政文書について、最初の公開決定から短期間で、3回目の請求が行われたときは、繰り返し請求する理由を聴取する。この場合において、 当該理由を証する書類等の提出又は提示までは、請求者に求めない。
- ② 聴取の結果、正当な理由(例えば、別の行政文書が特定されることを意図して請求したが、 偶然同一の行政文書が特定されたとき、非公開理由の消滅など決定内容が変化する可能性があ る場合に請求が行われたときが考えられ、単に、決定通知書又は公開を受けた行政文書の写し

を紛失したときは除外される。)がないと判断される場合は、複数回同一の決定を行う特段の 事情がなく、公開決定を行う実益がないとして請求を却下することができる。あわせて、公開 請求権を正当に行使し、正当な理由なく繰り返し請求を行わないように書面で警告する。

③ 却下後、同一の行政文書について、4回目の請求が行われたときは、正当な理由があると客 観的に認められるときを除き、請求者に聴取することなく、公開決定を行う実益がなく、かつ、 公開請求権を濫用した請求として却下することができる。

#### 5 同一の所属への請求が繰り返される場合

#### (1)請求の例

- ① 約半年間に特定所属に50件請求するなど、同一の所属に対して、当該所属の事務を著しく停滞させる程度に、短期間に集中して請求が繰り返される場合(以下「集中請求」という。)
- ② 請求された行政文書の全てを1年以内に公開決定等することが不可能な大量請求(以下「例外的大量請求」という。)が短期間に繰り返される場合

#### (2) 取扱い

- ① 請求の目的や必要性について聴取するとともに、当該行為が県の事務を著しく停滞させていることを説明し、既に行った請求に対する公開決定を待って請求することや抽出請求することを要請する。
- ② 請求者が当該要請に応じないときは、条例第 13 条を適用し、特例延長を行う。この場合において、特例延長後の(最終的な)公開決定等の期限は、同一の請求者からの先行請求に関する事務の終了後、当該請求に係る事務を開始するものとして設定する。なお、特例延長通知及び請求対象行政文書の相当の部分についての公開決定等は、条例第 13 条に規定する期間内に行わなければならない。
- ③ このような請求を繰り返す場合は、公開請求権を正当に行使し、むやみに集中請求や例外的 大量請求を行わないように書面で警告する。
- ④ 警告後もあえてこのような請求を繰り返す場合は、公開請求権を濫用した請求として、請求 を却下することができる。

#### 6 形式上の不備が明白な請求が繰り返される場合

#### (1)請求の例

行政文書公開請求書の「行政文書を特定するに足りる事項」欄に行政文書を特定するに足りる事項以外の意見・主張等種々雑多な事項を混在させて記載した請求(以下「他事記載請求」 という。)が繰り返される場合

#### (2) 取扱い

- ① 他事記載請求は、記載の中から、行政文書を請求していると考えられる箇所を抽出して、公開決定を行うものとする。その他の形式上の不備(他事記載請求においては、抽出後の文言であっても行政文書を特定できない場合を含む。)は、条例第6条第2項の規定に基づき相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- ② このような請求を繰り返す場合は、公開請求権を正当に行使し、形式上の不備が明白な請求を繰り返して行わないように書面で警告する。
- ③ 警告後もあえてこのような請求が行われた場合は、最初の請求に限っては、条例第6条第2 項の規定に基づき相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- ④ 適正な補正がなされない場合は、形式上の不備がある請求として、請求を却下することができる。
- ⑤ さらにこのような請求を繰り返す場合は、補正を求める実益がないため、補正を求めること なく、形式上の不備があり、かつ、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することが

できる。

#### 7 その他の濫用的請求である場合

次の(1)から(6)までに掲げる類型に該当する請求は、その性質に応じて、それぞれ次に 掲げるとおり取り扱うものとする。

なお、請求対象行政文書が大量であることのみをもって、公開請求権の濫用と判断することはできず、条例第12条第2項の規定による公開決定の期限の延長又は第13条の規定により公開決定の期限の特例延長を行い対応するものとする。

- (1)書籍等、そもそも図書館及び文書館等で容易に探索又は入手が可能なため、明らかに条例の 適用除外となる文書について、単に自己の探索又は入手する労力又は費用を省くことを目的と してあえて請求が行なわれた場合
- ① 条例第2条第1項第1号該当又は条例第28条第4項該当を理由に非公開決定を行う。
- .② このような請求を繰り返す場合は、公開請求権を正当に行使し、上記の目的で請求を繰り返して行わないように書面で警告する。
- ③ 警告後もあえてこのような請求が行われた場合であって、かつ、請求が短期間に繰り返されている、又は対象となる文書が大量である等の理由により行政執行への著しい支障が生じている場合は、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。
- (2) 請求者の求めに応じて情報提供した文書をその場で請求した場合など、請求者が請求対象行 政文書を所有していることが一見明白な場合
- ① 請求者に対して、請求の必要性等を聴取し、書面での決定が必要であるなどの正当な理由がない場合は取下げを要請する。
- ② 取下げに応じない場合は、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。
- (3)条例第 13 条を適用し、請求の決定期限を特例延長している場合において、当該請求対象行 政文書の相当の部分に係る公開を受けていない場合
- ① 請求者が他の請求においても、行政文書の公開を受けない場合は、当該請求対象行政文書の 相当の部分に係る公開決定を行うにあたって、相当の部分に係る公開を受けない場合は、残り の当該請求対象行政文書について請求を却下する旨を書面で警告する。
- ② 請求者が他の請求において行政文書の公開を受けない場合又は他に請求を行っていない場合 において、請求者が当該請求対象行政文書の相当の部分に係る公開を受けない場合は、公開を 受けるよう口頭で要請し、要請に応じなかった場合は、上記①と同様の警告を書面で行う。
- ③ 上記①及び②で警告を行ってもなお、当該請求対象行政文書の相当の部分の公開を受けない場合は、残りの当該請求対象行政文書について、公開を受ける意思がないものとみなし、請求を却下することができる。
- ④ 他に特例延長中の請求がある場合、却下後もそれらについて同様の行為を繰り返す場合は、 それら特例延長中の請求の全てについて、行政文書の公開を受ける意思がないものとみなし、 却下する旨を書面で警告する。
- ⑤ 警告後もあえてこのような行為を繰り返す場合は、他の特例延長中の請求についても、行政 文書の公開を受ける意思がないものとみなし、かつ、公開請求権を濫用した請求として、請求 を却下することができる。
- (4) 公開を受けた行政文書の写しを改ざんして犯罪に用いるなど、情報公開制度を利用して犯罪 を行った者からの請求である場合

請求の経緯や請求対象行政文書等から、再び犯罪を行う蓋然性があると判断される場合は、 公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。

(5) 請求の受付又は公開の実施等において、職員に暴言や大声を発したり、他の県民に著しい迷惑をかけるなど、不適正な行為が繰り返される場合

- ① 不適正な行為を行わないようその場において口頭で注意する。
- ② 注意したにもかかわらず、不適正な行為を繰り返す場合は、不適正な行為を行わないように 書面で警告する。
- ③ 警告後もあえてこのような行為を繰り返す場合は、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。
- (6) 県民室と協議して濫用的請求と認められる場合 この要領で類型及び取扱いが定められていない場合で、濫用的請求の疑いがあるときは、個 別に県民室と協議するものとする。

附 則 / この要領は平成24年4月1日から施行する。

#### 三重県情報公開事務取扱要領 (抜粋)

#### 8 権利濫用を根拠に非開示にする場合の取扱い

(1) 明らかな害意の立証

担当課(所)の事務遂行能力を減殺させることを目的とした害意ある開示請求(事例等は条例5条の「解釈及び運用」を参照)の場合は、開示請求の対象となる公文書が著しく大量になることが多い。しかしながら、情報公開条例は大量請求については価値中立的な立場に立ち、事務の遂行に著しい支障が生じることを避けるため特例延長制度(条例14条)を設け、大量請求が直ちに権利濫用に該当するという前提に立っているわけではない。

したがって、権利濫用に該当するか否かの判断に当たっては、請求者の意図の方がより 重要であり、請求者の「明らかな害意」即ち「行政を停滞させる意思」について、請求者 の言動や請求の態様(請求の内容又は方法等)から立証していくことになる。

#### (2) 権利の濫用的請求の事例

条例 5 条の「解釈及び運用」の権利の濫用的請求の類型と事例には、(1)公文書特定に至らない包括的請求、(2)繰り返し請求、(3)害意ある請求、(4)その他の濫用的行為の 4 つの類型とそれぞれ具体的な事例が掲げられているが、(3)害意ある請求の中には、既に「解釈及び運用」に掲げられている①と②の事例以外にも、③として次の請求事例が考えられる。

③開示請求により実施機関に圧力を加え、自らの要求を実現させることを目的とした不 当要求型の開示請求

請求者が納得のいく実施機関の対応(自己に有利な処遇)又は情報が得られるまで、 実施機関に圧力を加えることを目的に行っていると考えられる請求であって、請求時 に実施機関に何らかの不当な要求を行うなど、請求者の言動から明らかに害意が認め られる場合

#### (3) 請求者との面談及び要請等

害意ある大量請求と考えられる請求のあった場合は、請求者と面談し、通常の事務に容認できない遅滞をきたす等の事務処理上の支障等を請求者に説明したうえで、請求した理由等を聴取すると共に、あえて網羅的・迂遠な請求を行わずとも、より迅速・合理的な開示請求の方法、即ち、差し当たり年度や業務を限定するなど、請求範囲を絞るか、抽出請求することにより、開示請求の目的を達成できるのではないか等打診し、適正な請求について、まずは理解を得るよう努めるものとする。

※ 情報公開(公文書の開示請求)は、請求者の目的を問わないが、公文書の特定に当たっては、相手の要望内容を聴取する中で、必要に応じて請求理由や利用目的を確認した方が公文書の特定に有効な場合も多い。ただし、請求者が請求理由を明らかにしない場合や請求者の意思が堅い場合は、そのまま請求書を受領せざるを得ない。

#### (4) 面談等の記録

請求者との面談等は、原則2人以上(うち1人が記録)で対応することとし、請求者の 言動や態度・やりとり等を含め、後日必要に応じ、害意があると認める事情等を明らかに できるよう、面談内容を筆記や録音等により極力正確に記録するとともに、開示記録を作 成しておくことが望ましい(開示記録については、第8-10を参照)

※ 録音する場合には、あらかじめ相手に告げることが望ましいが、同意がなくとも録音の 証拠能力が認められている(平成12年7月12日最高裁判決: 詐欺被告事件)。

#### (5) 補正と非開示決定

請求者が要請等に応ずることなく請求を行い、担当課(所)が権利濫用を理由に開示請求を拒否する場合は、情報公開課に必ず事前に相談するものとし、なお権利濫用に当たると判断した場合には、請求者に補正の参考となる情報を提供(件名目録等を示す)したうえで、請求内容の補正を求め、補正に応じなければ、条例5条2項(開示請求権の濫用禁止)に該当することを理由に非開示決定を行う。

なお、権利濫用を理由とした非開示決定に係る異議申立てについては、慎重な判断を期 すため、審査会へ諮問しなければならない。

#### (6) 比較衡量

権利濫用の規定を適用するに当たっては、開示請求の態様、請求理由、請求者の害意、 開示請求に応じた場合の担当課(所)の業務への支障及び非開示決定した場合に請求者の 被る不利益等の種々の要素を比較衡量し、当該開示請求が社会通念上妥当と認められる範 囲を超えるものであるか否かを個別に判断するものとする。

#### 不適正な大量請求に対する取扱い要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、業務の停滞を図る等請求に明白な害意が認められるような場合など、不適正な大量請求がなされた場合の取扱いについて定めることとする。

#### 2 取扱い

#### (1) 害意ある大量請求

- ア 実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的としたり、特定の個人を誹謗、 威圧し、又は攻撃することを目的とするなど、明らかな害意が認められる場合は、 請求の取下げを要請する。
- イ 請求者が要請に応じない場合は、権利濫用として、神奈川県情報公開条例(以下 「条例」という。)第10条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。
- (2) 請求対象文書が特定されない大量請求
  - ア 「○○課(所)の書類全部」というように、請求対象が特定されない大量請求の場合は、条例第9条第2項に基づき相当の期間を定めて、その補正を求める。
  - イ 請求者が補正に応じない場合は、当該請求は要件を欠く請求として、条例第 10 条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。

#### (3) 超大量請求

- ア 請求された対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、すべての行政文書について諾否の決定をするには、おおむね1年以上の期間を必要とするような場合は、請求書を受領する前に当該請求をしなければならない必要性を確認するとともに、事務執行上の支障を説明し、抽出請求や分割請求など適切な請求にしてもらうよう要請する。
- イ 請求者が要請に応じない場合は、相当の部分を 60 日以内に諾否決定し、残りの 部分は条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求として、条例第 10 条 第1項に基づき公開を拒否するものとする。
  - この場合は、請求があった日から起算して、15 日以内に別記様式により請求者 に通知する。
- ウ なお、「1年」の期間は一応の目安であり、残余部分が少しの場合など特段の事情があるときは、拒否することなく対応するものとする。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

### 富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準(抜粋)

#### 第4条関係 (適正な請求及び使用)

第2の2の(7)を参照)。

#### 第2 解釈及び運用

1 この条例に基づく公文書開示請求制度は、その請求理由を問わず誰もが利用 できる制度であるが、請求権者が公文書の開示を請求する権利を濫用してはな らないことは当然である。

本条は、請求権者に対して、条例の目的を踏まえた適正な制度の利用についての責務を規定したものであり、利用者の注意を促すために設けたものである。

- 2 「適正な請求に努める」とは、開示請求をしようとする者は、条例の目的に 沿って請求するよう努めなければならないことをいい、行政の事務執行を停滞 させることを目的とした開示請求、開示決定を受けたとしても閲覧するつもり がないような開示請求等は行うべきではないという趣旨で規定したものである。 なお、開示請求が権利の濫用に当たると判断される場合には、その理由を明 確に示し、非開示決定を行うものとする(第5条関係第2の5及び第11条関係
- 3 開示決定等の期限の特例(条例第 13 条)を適用した場合でも実施機関の通常業務の著しい停滞等を招くおそれのある大量の公文書の開示請求(以下「業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求」という。)は、「適正な請求」の範囲を超えるものと判断される。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求かどうかは、担当者が通常業務を遂行しながらすべての公文書についての開示決定等を行うにはおおむね1年以上の期間を必要とする開示請求で、当該開示請求により実施機関の通常業務の著しい停滞又は事務処理経費の著しい増大を招くおそれのあるものかどうかによって判断する。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求がなされた場合には、本条の趣旨を説明し、抽出請求等により「適正な請求」となるよう要請する。

当該要請にもかかわらず、これに応じない場合には、45 日以内に相当の部分について開示決定等を行い(第 13 条関係を参照)、残りの部分について条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行うものとする(第 11 条関係第 2 の 2 の (6) を参照)。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求に対する上記の対応は、平成 18 年度以降、開示請求が急増し条例が想定していなかったような課題が現れたことから、この条例に基づく情報公開が適切に利用されるような制度のあり方について検討するために設置された学識経験者、県民の代表者等からなる富山県情報公開制度懇話会の提言(【参考】を参照)に基づくものである。

県民意見募集手続制度(パブリックコメント)を経てなされた当該提言を受けて、県民を対象としたアンケート及び情報公開セミナーを実施し幅広く意見を聴いたうえで、この条例による適正な請求のあり方を確保し、本県の情報公

開制度が健全に機能するために、制度本来の趣旨に照らして社会的な相当性を 欠くような請求を行ってはならないという観点から、この条例の目的に即した 請求権の適正な行使として条例が予定している範囲等に係る県議会での議論を 踏まえて、その支持が得られたことから、業務の停滞等を招くおそれのある大 量の請求に対しては、上記の対応をすることとされたものである。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求に対する開示決定等に当たって は、「適正な請求」となるよう要請する過程における開示請求者の対応について 十分に検討し、抽出請求等に応じられないとする理由が社会的な相当性を欠い ていないかどうか、開示請求権の本来の目的を逸脱し明らかな害意が認められ る開示請求でないかどうかを含めて慎重に対応するものとする。

「適正に使用する」とは、開示請求により情報を得たものは、社会通念上の 良識に従って使用しなければならないということであり、犯罪行為での使用や 他人の権利利益の侵害など社会通念上是認されないような使用をしてはならな いという趣旨である。

なお、公文書開示決定通知書及び公文書部分開示決定通知書の備考欄に、公 文書の開示により得た情報の適正使用について明示することとしている。

- 「個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない」とは、この制度 によって得た情報が個人に関するものであるときは、個人のプライバシーの侵 害にわたる使用をしないよう留意しなければならないということである。
- 6 実施機関は、利用者が公文書の開示によって得た情報を不適正に使用したと 認められるときは、当該利用者に対し注意し、当該情報の使用の中止を求める ものとする。

#### 【参考】富山県情報公開制度懇話会提言(平成 21 年 2 月 9 日)から抜粋

- 1 開示請求
  - (2) 「適正な請求」とは言えない請求の類型化とその取扱いについて

「適正な請求」とは言えない請求を類型化して、その取扱いを条例の 解釈運用基準等で明記することが適当である。

この場合には、開示請求権を妨げることがないよう非開示決定を行う 場合の判断基準、事務手続を定め、厳格に運用されるべきである。

近年、開示請求件数が急増(H14年度 918件→H19年度 80,036件)し、 現行条例が想定していなかったような課題も現れており、適切な対応が必 要な状況となっている。

このようなことから、「適正な請求」とは言えない請求、若しくは「権 利の濫用」と言える請求の態様を類型化し、その取扱いを明確に定め、適 切に対応することが適当である。

類型化に当たっては、事例の積重ねも必要であり、条例ですべてを類型 化し明記することは困難であるから、条例の解釈運用基準等で随時類型化 し、県民に明示することが適当である。

類型化する請求の態様とその取扱いについては、次のような例が考えられる。

① 明らかな害意が認められる請求

ア 判断基準(要件)

行政の事務執行を停滞させることを目的とした公文書の開示請求

イ 取扱い

請求の取下げを要請する。これに応じない場合は、「権利の濫用」と して非開示決定を行う。

② 業務の著しい停滞等を招くおそれのある大量の請求

ア 判断基準 (要件)

開示決定等の期限(原則 45 日以内と規定)を延長(条例第 13 条) しても、担当者が通常業務を遂行しながらすべての公文書についての 開示決定等を行うには、「おおむね 1 年」(神奈川県、愛知県)以上の 期間を必要とするような大量の請求で、当該請求により事務処理経費 の著しい増大や通常業務の著しい停滞、混乱を招くおそれのあるもの イ 取扱い

当該請求の必要性を確認するとともに事務執行上の支障を説明し、抽出請求等を要請する。

これに応じない場合は、期限の原則として定められている 45 日以内に、相当部分について開示決定等をし、残りの部分については、「適正な請求」の範囲を超える請求として非開示決定を行う。

#### 第5条関係(開示請求権)

#### 第2 解釈及び運用

5 「権利の濫用」とは一般的に、「ある人の行為あるいは不行為が、外形的には 権利の行使とみられるが、その行為が行われた具体的な状況と実際の結果とに 照らしてみると、権利の行使として法律上認めることが妥当でないと判断され ることをいう。」とされている。

行政の事務執行を停滞させることを目的とした開示請求、開示決定を受けた としても閲覧するつもりがないような開示請求等開示請求権の本来の目的を逸 脱し、明らかな害意が認められる開示請求は、「権利の濫用」に該当すると判断 される。

「権利の濫用」に該当すると判断される請求があった場合には、第2項の趣旨を説明し、請求の取下げを要請する。

当該要請にもかかわらず、これに応じない場合には、条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行うものとする (第 4 条関係第 2 の 2 及び第 11 条関係第 2 の 2 の(7)を参照)。

#### 第11条関係 (開示請求に対する措置)

- 第2 解釈及び運用
  - 2 非開示の決定(第2項)は次のいずれかに該当する場合に行う。
    - (6) 業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求であって、実施機関からの抽 出請求等の要請に応じない場合(開示請求のあった日から 45 日以内に開示決 定等を行う相当の部分を除く。)

なお、開示請求の対象となる公文書が著しく大量であることにより事務の遂行に支障が生じるおそれがあっても、単に事務処理上対応が困難という場合は、開示決定等の期限の特例(条例第 13 条)により対処するものであって、それだけでは「適正な請求」の範囲を超えるものとはいえない(第 4 条関係第 2 の 3 を参照)。

(7) 開示請求が権利の濫用に当たる場合。この場合において、権利の濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う(第4条関係第2の2及び第5条関係第2の5を参照)。

文 学 第 503 号 平成21年11月1日

各実施機関情報公開窓口担当課長

殿

知事部局各課長

経営管理部文書学術課長

「富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準」の改正に伴う具体的な 取扱いについて(通知)

平成21年11月1日付け文学第502号経営管理部長通知で「富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準」(平成14年4月1日付け文学第179号経営企画部長通知。以下「解釈運用基準」という。)の改正について通知されたところですが、不適正な開示請求があった場合の具体的な取扱いは別添のとおりとしますので、適切に対応するようお願いいたします。

(事務担当 情報公開係)

#### 第1 第4条関係(適正な請求及び使用)

#### 1 業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求

今回の改正で、第4条関係第2の3として新たに、「開示決定等の期限の特例(条例 第13条)を適用した場合でも実施機関の通常業務の著しい停滞等を招くおそれのある 大量の公文書の開示請求(以下「業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求」という。)は、「適正な請求」の範囲を超えるものと判断される。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求かどうかは、担当者が通常業務を遂行しながらすべての公文書についての開示決定等を行うにはおおむね1年以上の期間を必要とする開示請求で、当該開示請求により実施機関の通常業務の著しい停滞又は事務処理経費の著しい増大を招くおそれのあるものかどうかによって判断する。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求がなされた場合には、本条の趣旨を説明し、抽出請求等により「適正な請求」となるよう要請する。

当該要請にもかかわらず、これに応じない場合には、45 日以内に相当の部分について開示決定等を行い(第 13 条関係を参照)、残りの部分について条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行うものとする(第 11 条関係第 2 の 2 の(6)を参照)。」と明記されたところである。

#### (1) 判断の基準

「おおむね1年」という期間は、公文書の保存期間の最短期間が1年であることや、県の事業は通常1年単位で行われていること等を考慮した上で、業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求に該当するかどうかの判断の目安とすることとしたものであり、「おおむね1年」の判断は、実施機関の主観的判断に委ねられるものではなく、客観的に判断されるべきことは言うまでもない。

参考までに、これまでの開示実績から、「おおむね1年」で開示決定等ができる公文書の量の目安は約5,000枚程度であり、その考え方は次のとおりである。

- ① 開示文書を1枚作成するために要する時間 5分/枚
- ② 担当者が通常業務を遂行しながら開示決定等を行う時間 2時間/日× 200日/年=24,000分/年
- ③ 1年間で開示決定等ができる公文書の量②/①= 4,800枚→ 5,000枚/年

また、今回の改正で条例第 16 条第 2 項が追加され、「開示決定を受けた者は、第 11 条第 1 項の規定による通知があった日から 30 日以内に当該開示決定に係るすべての公文書の開示を受けなければならない。」とされたが、通常 30 日で閲覧できる公文書の量も次のとおり約 5,000 枚程度と考えられる。

- ① 開示文書を1枚閲覧するために要する時間 1分/枚
- ② 1日(4時間)で閲覧することができる公文書の量

60 枚/1時間×4時間=240枚/日

- ③ 1月(土・日を除く約20日間)で閲覧することができる文書の量 240枚/日×20日間=4,800枚→5,000枚/月
- (2) 業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求の取扱い

#### ア 働きかけ

面談等により、当該請求の必要性を確認するとともに、事務執行上の支障を説明し、抽出請求や対象文書の絞込みを要請するなど「適正な請求」となるよう要請する。

なお、この場合には、できる限り請求者の目的を達成するよう配慮する。

請求者が面談等における要請に応じない場合は、書面により、当該請求が不適正な開示請求に該当する旨を説明し、「適正な請求」となるよう改めて要請する。

#### イ アの働きかけに応じない場合

相当の部分を45日以内に開示決定等をし、残りの部分については、「適正な請求」の範囲を超える請求として、条例第11条第2項の規定により非開示決定をするものとする(記載例:別紙1)。

#### 第2 第5条関係(開示請求権)

#### 1 明らかな害意が認められる開示請求

今回の改正で、第5条関係第2の5として新たに、「『権利の濫用』とは一般的に、 『ある人の行為あるいは不行為が、外形的には権利の行使とみられるが、その行為が 行われた具体的な状況と実際の結果とに照らしてみると、権利の行使として法律上認 めることが妥当でないと判断されることをいう。』とされている。

行政の事務執行を停滞させることを目的とした開示請求、開示決定を受けたとして も閲覧するつもりがないような開示請求等開示請求権の本来の目的を逸脱し、明らか な害意が認められる開示請求は、『権利の濫用』に該当すると判断される。

『権利の濫用』に該当すると判断される請求があった場合には、第2項の趣旨を説明し、請求の取下げを要請する。

当該要請にもかかわらず、これに応じない場合には、条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行うものとする (第 4 条関係第 2 の 2 及び第 11 条関係第 2 の 2 の(7)を参照)。」と明記されたところである。

#### (1) 判断の基準

行政の事務執行を停滞させることを目的とした公文書の開示請求、開示決定を受けたとしても閲覧するつもりがないような開示請求等開示請求権の本来の目的を逸脱したような明らかな害意が認められる開示請求かどうかは、請求者の言動、請求の内容又は方法等から判断する。

適正な請求かどうかを判断するために請求者との面談等を行う場合には、原則2 人以上(うち1人が記録)で対応することとし、面談内容については録音等により 極力正確に記録するよう努めるものとする。

判断の基準として、請求者の言動、請求の内容又は方法等から明らかな害意が認められる開示請求の例は、次のとおりである。

- 例1 「(私の) 言うことを聞かないなら開示請求をする」、「徹底的に追い詰めてやる」、「△△の悪事を暴いて家族や近隣住民にばらしてやる」など、請求者の言動等から請求の目的や動機が文書開示以外にあることが明らかな開示請求
- 例2 「特定の職員が作成(決裁)した文書」を繰り返し請求するなど、特定の職員を誹謗し、威圧し、又は攻撃することを目的とすることが明らかな開示 請求
- 例3 「○○部が保有するすべての文書」など著しく大量の開示請求を行ったり、 正当な理由がないのに同一の文書を繰り返し請求したりするなど、実施機関 の事務遂行能力を害することを目的とすることが明らかな開示請求
- 例4 条例第16条の「みなし開示」が適用されても、なお同一文書を繰り返し請求するなど、開示を受ける意思のないことが明らかな開示請求
- (2) 明らかな害意が認められる開示請求の取扱い

ア 働きかけ

書面により、当該請求が不適正な開示請求に該当する旨を説明し、請求の取下げを要請する。

イ アの働きかけに応じない場合

権利の濫用として、条例第11条第2項の規定により非開示決定をするものとする(記載例:別紙2)。

※権利の濫用を適用する場合の国の考え方等は「参考資料」を参照

#### 第3 第6条関係 (開示請求の手続)

1 開示請求の対象となる公文書の特定が不十分な開示請求

今回の改正で、開示請求書の形式上の不備があると認めるとき(開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であると認めるときを含む。)に係る補正に応じない場合の非開示決定について、より明確にするため、第6条関係第2の7として新たに、「条例第6条第2項の規定による補正を求めたにもかかわらず、これに応じない場合には、条例第11条第2項の規定により非開示決定を行うものとする(第11条関係第2の2の(1)を参照)。」と明記されたところである。

(1) 判断の基準

2

「公文書を特定するに足りる事項」とは、公文書の具体的な件名又は実施機関が開示請求に係る公文書を特定し得る程度の内容の記載をいう(解釈運用基準第6条関係第2の2)とされており、開示請求の対象となる公文書の特定が不十分な開示請求かどうかは、開示請求書に記載された「請求する公文書の内容」が、抽象的、広範囲その他の理由によりあいまいで、公文書の特定ができないものかどうかによって判断する。

判断の基準として、公文書の特定ができないものと認められる開示請求の例は、 次のとおりである。

- 例1 ○○課長が平成○年度以降作成した文書及び決裁した資料
- 例2 ○○課□□係長が入庁以来作成した一切の文書
- (2) 開示請求の対象となる公文書の特定が不十分な開示請求の取扱い

#### ア 働きかけ

面談等により、「補正の参考となる情報の提供」に努め、対象公文書を特定するよう要請する。

請求者が面談等における要請に応じない場合は、書面により、その補正を求めるものとする。

イ アの働きかけに応じない場合

形式上の不備があるものとして、条例第11条第2項の規定により非開示決定を するものとする(記載例:別紙3)。

### 公文書非開示決定通知書 (業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求の場合)

 第
 号

 年
 月

 日

様



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、富山県情報公開条例第11条 第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

Mark William L. W.	いとおり公文書の主命を開かしないことを依定したので通知しより。
請求のあった公文 書の内容	□月×日開催のタウンミーティングにおいて、知事が述べた「平成○ 年度の公文書開示請求X万件」の対象となる公文書
公文書の件名	○年□月×日に(部分)開示決定した相当部分を除く 残りの部分
開示をしない理由	本件請求は、「平成〇年度の公文書開示請求X万件」の対象となる公文書について開示を求めるもので、その量が著しく大量で業務に与える影響が多大であることから、平成〇年□月×日に担当職員が面談の上、その旨説明し、適正な請求にするよう要請したところ、あなたから要請に応じない旨の回答がありました。このため、文書により再度要請したところ、改めて、あなたから適正な請求に応じない旨の回答がありました。以上を踏まえ、相当の部分については、条例第12条第2項の規定により開示決定等の期間を延長し(部分)開示決定等を行いました(別途通知済み)が、開示請求のあったすべてについて開示決定等を行うことは条例第13条の開示決定等の期限の特例を適用した場合でも通常業務の著しい停滞を招くおそれがあることから、残りの部分については、同条の範囲を超えているものとして、この条例の目的に即した「適正な請求」とは認められないため、非開示とします。
※ 上記理由がな くなる期日	年 月 日
事務担当課(室)	電話番号( ) 一 内線
備考	
/出 <i>土 (/い</i> m々)	

備考(省略) 教示(省略)

別紙2

### 公文書非開示決定通知書 (明らかな害意が認められる請求の場合)

 第
 号

 年
 月

 日

様



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、富山県情報公開条例第11条 第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

第 2 頃の規定により、 <u>仏</u>	のとおり公又書の全部を開示しないことを決定したので通知します。
請求のあった公文 書の内容	「○○課□□係長が作成した文書」 (上記文書を繰り返し請求するなど害意が明らかな場合)
公文書の件名	
開示をしない理由	本件請求の趣旨及び内容について、あなたと〇〇課□□係長が面談した際、あなたは「(開示請求したのは) 私の言うことを聞かないからだ」「徹底的に追い詰めてやる」などと繰り返し発言され、公文書を特定するよう要請したにもかかわらず、「請求は権利である」等と主張するだけで、適正な請求に応じていただけませんでした。これらの発言から、あなたの請求は〇〇課□□係長を誹謗し、威圧することを目的とすることが明らかであり、条例第5条第2項に規定する「開示請求権の濫用」と認められるため、非開示とします。
※ 上記理由がな くなる期日	年 月 日
事務担当課(室)	電話番号( ) 一 内線
備考	

備考(省略) 教示(省略)

別紙3

## 公文書非開示決定通知書 (公文書の特定が不十分な請求の場合)

 第
 号

 年
 月

 日

様



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、富山県情報公開条例第11条 第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

請求のあった公文 書の内容	○○課□□係長が入庁以来作成した一切の文書
公文書の件名	
開示をしない理由	本件開示請求書の「請求する公文書の内容」欄の記載内容は、漠然としたものであり、対象公文書を特定することができない包括的な開示請求です。 このことから、平成〇年□月×日に担当職員が面談の上、条例第6条第1項第2号に規定する「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」についてその補正を要請したところ、あなたから補正に応じない旨の回答がありました。 このため、文書による補正を要請したところ、改めて、あなたから本件開示請求に係る補正には応じない旨の回答がありました。 これら2回の補正の要請に応じていないことから、あなたには、公文書を特定する意思がないことが明白であり、本件開示請求は、公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分で開示請求に係る公文書を特定することができないものであり、条例第6条第1項に定める要件を満たしていないため、非開示とします。
※ 上記理由がな くなる期日	年 月 日
事務担当課(室)	電話番号 ( ) 一 内線
備考	

備考(省略) 教示(省略)

参考資料1

#### ★「権利の濫用」を適用する場合の国の考え方

「情報公開法には、権利濫用に係る特別の規定を設けていないが、権利濫用が許容されないことは法の一般原則として当然であり、開示請求が権利濫用に当たる場合は開示しない旨の決定を行うことになる。どのような場合に権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。」(「詳解 情報公開法」抜粋)

#### ★「権利の濫用」を適用した事例

#### 〇大分県の事例

事案の概要

平成9年1月から3月にかけてほぼ連日、特定の年・月分の旅費関係書類・食料費関係書類の公開 (閲覧) 請求があったもの

• 審査会答申

「権利の濫用とは、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に 照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができな いと判断される行為」とされている。

そして、権利の濫用に当たるか否かについては、一般的には、権利の行使者の側に存する害意や不当 図利等の主観的な要素、あるいは権利を行使された場合に相手側が被る不利益や社会的な影響等の客観 的な要素を参酌して判断するものとされている。

ところで、県民の公文書公開請求権に対してこの権利の濫用の法理を適用することについては、条例が公文書の公開を原則とし、請求する文書の量により、あるいは請求の理由又は利用目的により請求権の行使を制限する明文の規定を設けていないことを考慮するならば、安易に権利の濫用を理由として拒否処分することは許されない。

他方、そもそも情報公開制度は、県民の認められた情報公開請求権の適正な行使と、実施機関による制度の適正な運用によって有効に機能していくものである。そして、情報公開制度を通じ、県民にとっては、県政への参加が一層容易となり、また、実施機関にとっても、県政に対する県民の理解と信頼を得ることができ、条例が目的とするところの「活力に満ちた開かれた県政の推進」が図られることとなるのである。

しかるに、害意をもってする請求や不当図利を目的とする請求などは、この情報公開制度の目的に反し、その機能を阻害しかねないものでありとうてい容認できないものである。したがって、このような権利行使に対しては、権利の濫用の法理を適用し、これを拒否することも許されるべきであると考える。」

(「大分県情報公開審査会答申(平成12年3月答申第19号)」抜粋)

#### ○熊本県の事例

事案の概要

平成14年4月、「平成11・12・13年度の〇〇局に関し県が保管する全ての契約書、全ての収支実績等」の開示請求があったもの

• 審查会答申

「条例の趣旨とは相容れない意図に基づく、かつ、著しく大量な行政文書の開示請求に対応することにより、実施機関に業務上の支障を生じさせることは甚だ不合理と言うべきであって、異議申立人の受けた不利益を考慮してもなお、本件開示請求について実施機関が行政文書の開示請求権濫用に当たるとして不開示とした決定は、妥当な範囲のものであったと判断する。」

(「熊本県情報公開審査会答申(平成14年12月答申第77号)」抜粋)

#### 〇千葉県の事例

事案の概要

平成19年10月、「総務部税務課に係る平成18年度の全ての文書」の開示請求があったもの

・実施機関の対応

対象文書が税務課の1年分の文書ということで大量なため、実施機関は、請求書提出時に口頭で請求 対象の行政文書の絞込みを依頼したが応じてもらえず、その後、書面で行政文書目録等を添付し行政文 書の絞込みを依頼したが回答は得られなかった。

開示請求者の「今回の請求は税務課にとってはとばっちり」「開示物は持ち帰らず処分してもらう」「どこまで権利濫用か請求対象を減らして試す」等の発言や、上記絞込みの経緯を踏まえて、実施機関では、請求対象の行政文書が著しく大量であって、請求に応じることによる通常業務への影響は多大であり、また、過去の請求事例などと比較すると、適正な権利の行使にあたらないと判断し、条例第6条(開示請求権の濫用禁止)に反するとして開示請求を却下した。

参考資料2

#### 「権利の濫用」が争点となった訴訟の概要

#### 1 事案の概要

原告が「平成9・10・11年度において、福祉局が国庫補助金を受け入れた事業の経費の 使途が明らかになる書類」を開示請求したのに対し、被告(横浜市長)が、

- ①対象文書が十分に特定されておらず、かつ補正を拒否されたため
- ②条例の趣旨・目的を逸脱した権利の行使であるため などを理由に却下決定したもの

#### 2 横浜地裁判決(H14.10.23(平成12年(行ウ)第41号))の要旨(請求棄却)

#### ① 文書特定の有無

「本件公開請求の内容は、横浜市福祉局が行っている事業のうち、国が横浜市に対して行 政上の目的で交付した資金全般としての意味での「国庫補助金」に関し、(中略)会計規則 に基づき作成されるすべての書類であり、そのような広範なものでも、本件条例6条2号の 「特定」の要件は満たしているというべきである。」

#### ② 権利濫用の有無

- 「・本件公開請求の対象となる文書が大量であること、
  - ・公開・非公開の決定は1つ1つ検討しなければならず市側の事務量が膨大になること、
- ・事務量が一定程度膨大になった場合には公開・非公開の決定の延長事由となると解され るところ、本件のような極めて膨大な事務量が予想され、延長しても相当長期にわたる場 合の対応方法については本件条例は規定上は想定していないと解されること,
- ・本件公開請求の対象となる文書について、市はその具体的な数量を示したわけではない ものの、それが大量であると原告に説明していること、
- ・市のそのような認識は原告も理解していたこと、
- ・このような中で、被告から、対象文書に係る事業の種類を限定するとか、無作為抽出、 年度限定等の方法により請求件数を絞る方法等の提案がされたが、原告は、頑なに請求に 係る本件文書全部の公開を求めたこと, (中略)
- ・原告の本件公開請求の目的は国庫支出金に関する予算執行が適正に行われているかの確 認であるところ、このような目的は事業対象を絞ったり無作為に抽出することでもある程 度達成でき、本件公開請求の全部の公開を同時に認めなければ原告の公文書取得目的が達 成できないとはいい切れないこと,

これらの事情に照らせば,原告の本件公開請求は,文書公開の請求権を濫用したものと してその全部の請求が許されないというべきである。」

#### - 東京高裁判決(H15. 3.26(平成14年(行コ)第289号))の要旨(控訴棄却)

「もとより情報公開請求権は市民の権利として尊重、擁護されなければならないが、一方 においてこの情報公開請求権は、本件条例に基づき市民に対して付与された権利であるから、 その権利の行使は、無制約のものではなく、あくまでも本件条例の趣旨、目的に則って正当 に行使されるべきものであると思料されること, その他原判決認定事実を併せ考慮すると, 本件公開請求は、公開請求権を濫用したものとして、その全部の請求が許されないというべ きである。」

4 最高裁判決(H15.9.25(平成15年(行ツ)第173号、平成15年(行ヒ)第176号)) 「上告事由に該当しないとして棄却」

#### 和歌山県公文書開示請求に係る権利の濫用の取扱基準

(制定)

平成24年11月

(改正)

平成28年 3月

#### 1 趣旨

この取扱基準は、和歌山県情報公開条例が定める公文書の開示請求権について、権利の濫用に関する一般法理が適用される開示請求への対応の考え方を示すものである。

権利の濫用に当たるか否かについては、各事案ごとに個別に判断することとなるので、この取扱基準の考え方に該当すれば直ちに権利の濫用として非開示決定をするというものではないことに留意し、また、この取扱基準の運用に当たっては、県民の公文書の開示を請求する正当な権利を妨げることのないよう十分に留意すること。

なお、この取扱基準は、本県や他の地方公共団体における事例、判例の動向を検証しながら、随時、見直しを行っていく必要がある。

#### 2 権利の濫用として判断する根拠

条例は、公文書の開示請求権を県民の権利であることを明らかにするとともに、開示請求者に対しても開示請求に関する権利を正当に行使することを求めている。この趣旨は、開示請求権が認められるといっても、常に例外なく無制約に認められるものではなく、条例による公文書開示制度の目的に即した権利行使であることが要求される旨を明らかにしたものである。公文書開示制度の目的に反するような開示請求を行うことは許さないところにあり、このような開示請求については、一般法理としての権利濫用の法理が適用されるものである。

[参 考]

#### 〇 民法

(基本原則)

- 第1条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3 権利の濫用は、これを許さない。
- 〇 和歌山県情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、県の総合的な情報公開の施策に関し必要な事項を定めることにより、 県の機関の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県 民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを 目的とする。

(適正な請求及び使用)

- 第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の 目的に即して適正に請求するよう努めなければならない。
- 2 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けた者はこれによって得た情報をこの 条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

#### 3 権利濫用の該当要件

以下に定める要件を満たした場合は、権利の濫用に当たるものとして非開示決定の検討を行うものとする。

なお、(1)には該当しない場合であっても、(2)に該当することが明らかに認められる場合については、権利の濫用に当たる場合がある。

また、公文書の開示請求は、何人もすることができ、その目的を問わないことから、(2)に該当するか否かは、4に掲げる(1)開示請求の内容、(2)開示決定等に至るまでの開示請求者とのやりとり、(3)開示請求者の態度等を十分に検証し、判断すること。

#### (1) 超大量請求である場合

請求された対象文書が特定されているものの、その量が超大量で、開示請求に係る 事務を行うことで実施機関の業務の遂行に著しい支障を生じさせる場合をいう。ただ し、次に掲げる事項に留意すること。

- ア 請求に係る公文書が超大量であることと請求に係る公文書を特定することとは別 個の問題であり、開示に係る公文書が超大量であることのみをもって、対象文書が 特定されていないとして非開示とすることはできないこと。
- イ 請求に係る公文書の特定が包括的であるために超大量に及ぶような場合は、真に 必要な公文書を更に絞り込むことが可能であることも多いと考えられることから、 超大量の公文書を真に必要とする理由がうかがわれないような場合に、対象とする 公文書の絞込みが可能かどうか、可能であればそのためにどのような方法を採り得 るかを検討するため、請求者に対して質問し、協議を求め、又は補正を行うよう依 頼すること。
- ウ 開示すべき公文書を特定することができない場合は、開示請求書に「形式上の不備」があるものとして、条例第6条第2項の規定により開示請求書の補正を求めるなどの手続を経た上で、なお、特定されない場合は非開示決定を行うこととなること。
- エ 条例第13条第1項は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、一定期間内に開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合、期限を延長して開示決定等を行うことを定めているが、権利の濫用と判断する場合の「超大量」の基準は、この条項に定める程度を超えるものであることを要すること。

#### (2) 条例の目的に反する開示請求である場合

条例の目的に反するものとして以下の3類型に区分する。

ア 請求者の発言等から請求の目的や動機が公文書の開示以外にあると推認される場合

[事 例]

- ① 「文書の内容はどうでもいい」「私を怒らせると開示請求をする」等の発言 をした場合
- ② 同一の文書を正当な理由なく複数回にわたり開示請求する場合
  - ※ 「正当な理由」とは、例えば、別の公文書が特定されることを意図して請求したが、偶然同一の公文書が特定されたとき、非開示理由の消滅など決定内容が変化する可能性がある場合に請求が行われたときが考えられ、単に、決定通知書又は公開を受けた公文書の写しを紛失したときは除外される。

イ 適正に開示を受ける意思が認められない場合 〔事 例〕

- ① 請求時に、「開示を受けるつもりはない」等の発言がある場合
- ② 以前行われた開示請求において、正当な理由なく開示を受けに来ていない又は手数料等を払っていない請求者から新たに請求があった場合
- ③ 開示の日及び時間の変更等が無用に繰り返される場合
- ④ 実施機関からの再三の開示請求書の補正を依頼するも正当な理由がなく何ら 応答がない場合
  - ※ 条例第6条第2項に基づく補正の求めは、「開示請求書に形式上の不備」がある場合の手続であり、これに応じない場合は条例第11条第2項により非開示となる。開示請求に係る公文書が超大量である場合の特定の補正依頼は、実質的には大量の対象文書の絞込みの可否やその方法についての協議の申入れと解され(平成22年10月6日横浜地裁判決平成19年(行ウ)第99号)、④に定める補正の依頼は、協議の申入れとして行うものをいう。
- ウ 公文書の開示によって得た情報を不適正に使用されることが明らかである場合 〔事 例〕
  - ① 特定の個人を誹謗、中傷又は威圧することを目的とするなど、明らかな害意が認められる場合
  - ② 開示によって得た情報を元に違法又は不法な行為を行うことが明らかに認められる場合

#### 4 判断材料

権利の濫用として非開示の決定を行う場合、以下の事項を判断材料として権利濫用該 当確認票(別記様式)を作成し、権利の濫用に該当するか否かの検証を行うものとする。

- (1) 開示請求の内容
- (2) 開示決定等に至るまでの開示請求者とのやりとり
- (3) 開示請求者の態度
- (4) その他開示請求が条例の目的に反するものであると認められる事由

#### 5 事務手続

権利の濫用に当たる開示請求の該当性を検討するに当たっては、事前に、請求者に対して、請求等の態様に応じ、以下のようなことを行うこと。

- (1) 上記3の(1)に該当する場合
  - ア 業務遂行上の支障を説明し、理解を求めること。
  - イ 請求者の目的に適うような形で、対象文書に係る事業の範囲の限定、年度の限定、 無作為抽出などの方法等により、適切な請求にしてもらうよう文書で要請すること。 なお、この場合に、できる限り請求者の目的を達成するよう配慮すること。
- (2) 上記3の(2)に該当する場合
  - ア 開示の実施における不適正な行為に対しては、適正な対応を要請すること。
  - イ 開示によって得た情報が不適正に使用されるおそれがある場合には、当該請求者 に対して適正な使用を要請すること。

#### 6 その他

- (1) この取扱基準に該当し、権利の濫用と認められる開示請求については、開示担当課 は、4に定める権利濫用該当確認票を作成し、総務課に協議(開示担当課が地方 機関の場合にあっては、本庁主務課を通じて協議)すること。
- (2) 3の(2)に定める類型以外の場合で、権利の濫用に該当する疑いがあると認められる場合は、個別に総務課と協議するものとする。

#### 1 大量請求等に係る裁判例等

- ○平成15年10月31日東京地裁判決(確定)
  - ア 開示請求の内容

情報公開法に基づく自動車検査証の記載事項に係る開示請求

#### イ 行政側の主張

本件開示請求に対応するためには、仮に職員1名を専従作業員とし、一日8時間全く休憩なしで、同じ作業効率で作業を進めたとしても、9か月以上かかることとなり、業務に著しい支障を来すのみならず、他の情報公開請求に対応する余裕がなくなり、かえって法の立法趣旨が没却されることから、本件開示請求は権利の濫用と認められるべきであり、不開示処分とすることが適当。

#### ウ 裁判所の判断

情報公開法においては、著しく大量の文書の開示請求であっても、そのことのみを理由として、不開示とする旨の規定を置いておらずまた開示期限の延長を行うことで、通常業務と並行的に順次開示手続きを進行させていくことが想定されている。

したがって、開示請求文書の開示に相当な時間を要することが明らかである場合であっても、そのことのみを理由として、開示請求権の濫用として、 開示請求を拒むことは原則としてできない。

開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合又は対象文書の検索に相当な手数を要する場合に、これを権利濫用として不開示とすることができるのは、請求を受けた行政機関が、平素から適正な文書管理に意を用いていて、その分類、保存、管理に問題がないにもかかわらず、その開示に至るまで相当な手数を要し、その処理を行うことにより当該機関の通常業務に著しい支障を生じさせる場合であって、開示請求者が専らそのような支障を生じさせるようなことを目的として開示請求するときや、より迅速・合理的な開示請求の方法があるにもかかわらず、そのような請求方法によることを拒否し、あえて迂遠な請求を行うことにより、当該行政機関に著しい負担を生じさせるようなごく例外的なときに限定される。(権利濫用とはいえないとした事例)

#### ○平成23年5月26日東京地裁判決

ア 処分行政庁が本件各開示請求について開示決定等をするためには、…これ を文書の種類等に基づき分類する作業を行った上、マスキング作業の効率化 のため、その全てを1枚1枚電子データ化し、…不開示情報該当性等を慎重 に検討し、不開示とすべき情報について個別にマスキング作業を実施するなどの事務処理が必要である。

以上のような処分行政庁の事務処理は、その事務量(労力・所要時間)は極めて膨大であるといわざるを得ないから、これは、警察に関する制度の企画及び立案、警察行政に関する調整、各種事務を遂行するために必要な監察等といった処分行政庁の通常業務にも長期にわたって多大な支障を及ぼすものというべきである。

そうであるとすれば、本件各開示請求について開示決定等をするために要する処分行政庁の事務量は、原告指摘に係る的確な人員の確保とその配置、 適正なデータ処理等を考慮しても、なお処分行政庁の通常業務(長期にわたって多大な支障を及ぼすものというべきである。

#### イ 原告が本件各開示請求をした目的

原告は、警察の不正等の真相を解明すること等を目的とするジャーナリズム活動に注力し、…本件前開示請求により開示を受けた行政文書に基づく記事等を執筆したこと、特定の年度に特定の警察本部で不正経理が行われていたという情報があれば、あらかじめそれに関する会計書類の情報公開を請求していたことが認められる。

これらの事実をも併せ考慮すれば、本件各開示請求の目的の一つに警察の裏金づくりの解明・検証があることまで否定することはできない。

本件前開示請求により開示決定を受けた行政文書(これらは、本件各開示請求の対象文書と作成した会計機関や作成年度等が異なるだけの同じ種類のものである。)の閲覧等においても、実際に閲覧等をしたのはその一部にとどまっており本件各開示請求後に行われた閲覧においては、旅費に関する文書につき閲覧の途中で必要性がなくなったとして閲覧を終了したこと、原告が本件各開示請求をした目的が警察の裏金づくりの解明・検証にあるとすれば、…本件各開示請求の対象文書のうち、歳入に関する歳入徴収額計算書や歳入徴収額計算書証拠書類…については、これらを閲覧等することでいかなる警察の裏金づくりの存在を明らかにできるかが不明であり、むしろ、警察の裏金づくりの存在を明らかにできるかが不明であり、むしろ、警察の裏金づくりの解明・検証の実効性等を考えれば、事業の種類等によって対象文書を限定したり、無作為抽出等の方法によったりすることでも、相当程度実現可能であるといえること、対象文書の数や開示決定に至るまでに要する事務量に照らすと、そもそも本件各開示請求について開示決定がされるまでに相当長期間を要すると考えられる上、たとえ開示決定がされたとしても、原告による本件前開示請求の対

象文書の閲覧等の状況等も併せ考慮すれば、原告個人が本件各開示請求の対象 文書の閲覧等をすることは分量的・時間的に著しく困難であるといわざるを得 ないこと、「平成11年度(1999年度)総理府一般会計書類」について、情 報公開請求した。」、「これで、いちおう証拠が隠滅されることは免れた。」など と書き込んだことも認められる。

これらの事情を総合すれば、本件各開示請求の目的は、第一次的には対象文書の廃棄を阻止することにあり、原告には少なくとも本件各開示請求の対象文書についてその全部の閲覧等をする意思はなかったものといわざるを得ない。

当該対象文書の数が原告個人がその全てを閲覧等をすることが著しく困難なほど極めて大量であることからすれば、事業の種類等によって対象文書を限定したり、無作為抽出等の方法によったりすることで早期に開示を受ける方が実効的であり(原告自身が述べるように警察の裏金づくりが文書偽造等の犯罪行為を伴うものであるとすれば、これを早期に解明し、更に民事又は刑事上の手続を執るなどした方が、警察の裏金づくりの撲滅には最も効果的であると考えられる。)、原告主張に係る上記目的を相当程度実現することが可能であるといえる。

また、本件各開示請求に係る事案の移送を受けた処分行政庁の職員から、対象文書の特定が不十分であり、開示請求に形式上の不備があるとして繰り返し対象文書を具体的に特定すべき旨の補正を求められた際にも、対象文書の特定がされているとして、これには応じなかった。

対象文書の数が極めて膨大であることから、そのままでは迅速・合理的な開示を受けられないにもかかわらず、例えば可及的速やかに開示を受けるために対象文書を限定するなどの方策を原告が一切講じようとしなかった点において、迅速・合理的な開示請求の方法によることを拒否してされたものといわざるを得ない。(権利濫用とされた)控訴棄却確定

#### 2 各都道府県の情報公開条例における指針等について

7県(兵庫県、愛知県、神奈川県、和歌山県、富山県、香川県、三重県)に おいて、権利の濫用と認められる場合の開示請求の具体例を示している。

開示請求県の濫用と認められる場合の具体例を類型化すると以下のようになる。

① 請求対象の公文書が著しく大量で公開決定までに長期の特例延長が必要で、公開請求により通常業務の遂行に著しく支障が生じる場合

(兵庫県、愛知県、神奈川県、和歌山県、富山県)

- ②公開請求対象文書の閲覧等を行う意思がない場合(指定日を遵守しない等) (兵庫県、愛知県、香川県)
- ③職員への誹謗・中傷を企図して請求する場合 (兵庫県、香川県)
- ④実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させることを目的とする場合 (愛知県、香川県)
- ⑤文書開示の目的が正当でない場合
  - ・私を怒らせると開示請求する
  - ・特定所属が保有するすべての行政文書の請求(包括請求、繰り返し請求
  - ・自己の探索や労力を省くことを目的とする。

(愛知県、香川県、三重県、神奈川県、和歌山県、富山県)

- 知事部局の保有するすべての行政文書の開示請求をするもの、実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とするもの、特定の個人を誹謗又は威圧し攻撃することを目的とするものなどが考えられる。
- 開示請求権の濫用であると判断される開示請求については、本条に反することを理由として、当該開示請求を拒否するものとする。

(千葉県:第6条 開示請求権の濫用禁止【解釈及び運用】)

#### 3 権利濫用等を検討する上で課題となった点

- ①大量請求
  - ・ 具体的に試算した根拠資料の作成が必要である。(枚数等)
  - ・大量かどうかの判断基準が難しい。(本当に事務処理が不可能な量なのか)
  - ・過去に同様な量で開示した例はないか。
  - ・事務処理に要する時間、労力及び経費が膨大になることの証明はどうするの か。
- ② 害意ある請求
  - ・害意の認定が困難である。
  - ・加害の意思あるいは目的をもつか否かの認定。
  - ・窓口の対応に問題はなかったかどうか。

## 請求の対象となる行政文書の特定ができないため 却下処分を行ったものについて

1. 件数 (平成18年以降) 48件 うち知事部局 39件

選挙管理委員会 5件

教育委員会 4件

#### 2. 内容及び審査会の判断

#### (1)(請求内容)

千葉県が国保法72条の2の2第2項の県負担金支出に関して鋸南町国保条例に従って基礎賦課総額と介護給付金賦課総額を算出しているか確認せず支出してよい根拠についてわかる一切の書類(H18分のみ対象)

#### (審査会の判断)(回答第1号)

本件請求は、鋸南町の事務処理が適正に行われていないことを前提としたものであり、千葉県が国民健康保険法第72条の2の2第2項に規定されている負担金支出に際し、基礎賦課総額と介護納付金賦課総額の確認をしないで支出してよい根拠を求めるものと認められる。

実施機関は異議申立人に補正を求めており、異議申立人から提出された開示請求書及び補正に対する回答書を確認したところ、いずれにおいても「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されておらず、開示請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。

#### (2)(請求内容)

社会福祉法人「鋸南町社会福祉協議会」が国庫補助を受けた鋸南町の国保の 保健福祉総合施設の通所介護部門で料金制有の指定管理者に来月からなるが (介護保険法の指定通所介護事業者になるが)、法的に問題がないことがわかる 一切の書類(補助金適化法の情を通じた者にならないことがわかる書類含む。)

#### (審査会の判断) (回答第29号)

本件請求書の「(補助金適化法の情を通じた者にならないことがわかる書類含む。)」と記載された部分を除くその余の部分について合理的に解釈してみると、

異議申立人が求めている行政文書は、

- ア 社会福祉法人「鋸南町社会福祉協議会」(以下「本件法人」という。)が、 国庫補助を受けた鋸南町の保健福祉総合施設の通所介護部門において指定管 理者になること
- イ 本件法人が料金制有の指定管理者になること
- ウ 本件法人が通所介護事業を行うこと

について、法的に問題がないことがわかる文書であると思料される。

また、「法的に問題がない」という部分については、指定管理者に関する事項は地方自治法、通所介護を行う事業の指定に関する事項は介護保険法に規定されているのであるから、上記ア及びイについては地方自治法の規定に、上記ウについては介護保険法の規定にそれぞれ照らして、問題がないことがわかる行政文書であると思料される。

さらに、本件回答書の記載から、異議申立人が「補足説明を追加する」として求めている行政文書は、上記アないしウについて、国が行った地方自治法に基づく助言に関する書類を含めたものであること、及び本件法人が鋸南町の保健福祉総合施設の通所介護部門に関して提出した、老人福祉法に基づくデイサービス施設の設置に関する届出書類である、と解釈することができる。

上記のとおり、本件請求書及び本件回答書について、合理的に解釈することにより、行政文書を特定することができるのであれば、本件回答書をもってしても形式的な不備は解消されず、行政文書の特定ができないとして実施機関が行った本件処分は合理性を欠くものであり、上記の解釈にしたがって対象となる行政文書の特定を行うことが適当である。

#### (3)(請求内容)

千葉県教育庁福利課経理・貸付班長が職務上決裁した情報の開示を求める(2014.01-2015.06)

#### (却下決定の理由) (要旨)

請求内容及び補正に対する回答書の記載から、福利課長以上が決裁した行政 文書で経理・貸付班長が回議したものの開示を求めていることであることは推 測できるが、福利課経理・貸付班は多種多様な事務又は事業を行っており、ま た、他の班と関連して行う業務もあるところ、そのほぼすべてに関わる請求と なって、請求の対象となりうる行政文書は大量となり、それらの全てについて 開示、不開示の判断を行うことは事実上困難であるため、条例第7条第1項第 4号「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事 項」が記載されているとは言えず、かつ補正の求めにおいても当該請求書の不 備が補正されなかったため、却下とした。

※現在異議申立てがあり、審議待ちである。

#### 【参考】

- ○知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 (平成28年3月25日改正前のもの)第3の3(3)ウ
  - ウ 異議申立ての処理
  - (ア) 却下処分に係る異議申立てに対する決定に当たっては、審査会への諮問 は要しない。
  - (イ) 行政文書を特定することができない場合に行う上記ア(ア)の却下処分及び上記ア(ウ)の却下処分(注 条例第6条(権利濫用)による却下と条例第7条(文書不特定)による却下を指す)に係る異議申立てに対する決定に当たっては、「第5 5 審査会への意見照会」により審査会の意見を聴く。